

<使用開始日>  
2014年11月28日

# 野村インデックスファンド・TOPIX

## 愛称：Funds-i TOPIX

追加型投信 国内 株式 インデックス型

### 【投資信託説明書（交付目論見書）】



商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	年1回	日本	ファミリー ファンド	TOPIX

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号 ■設立年月日：昭和34年（1959年）12月1日

■資本金：171億円（平成26年10月末現在） ■運用する投資信託財産の合計純資産総額：22兆5974億円（平成26年9月30日現在）

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・TOPIXの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年11月27日に関東財務局長に提出しており、平成26年11月28日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104  
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

### ファンドの特色

#### ■主要投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### ■投資方針

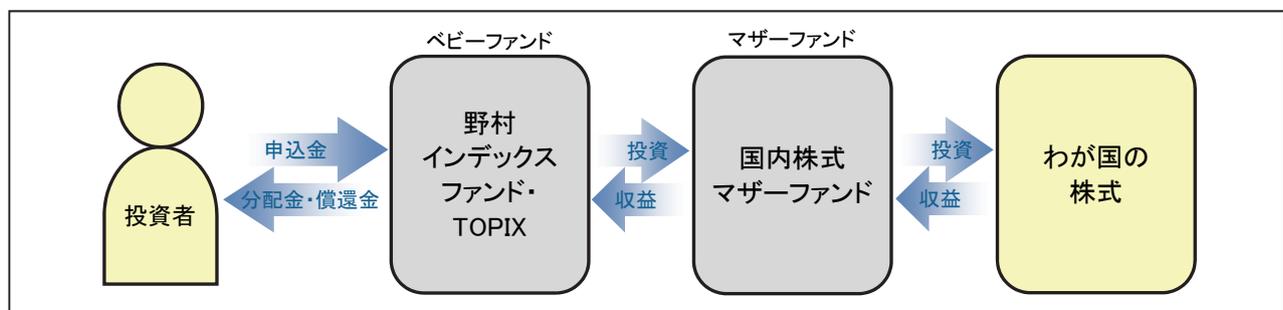
●わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

- 東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした指数です。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

#### ■指数の著作権等について■

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## ■主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## ■分配の方針

原則、毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。  
分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### 株価変動リスク

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

### リスクの管理体制

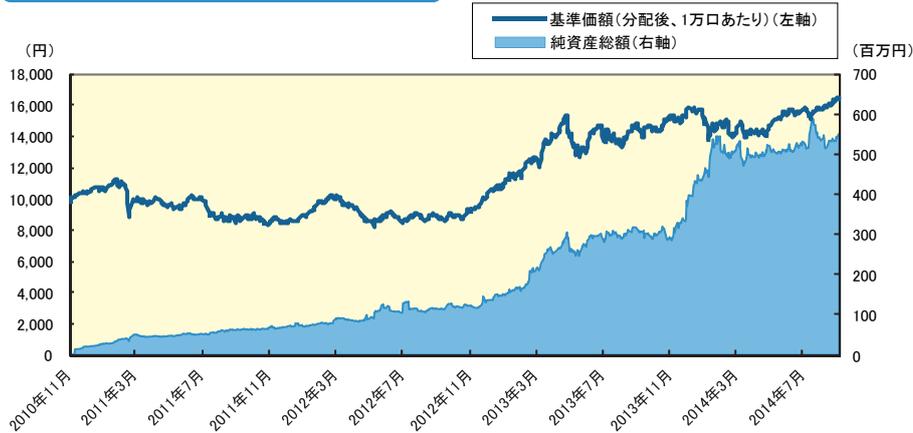
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査  
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理  
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## 運用実績 (2014年9月30日現在)

## 基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)



## 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2014年9月	0円
2013年9月	0円
2012年9月	0円
2011年9月	0円
--	--
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

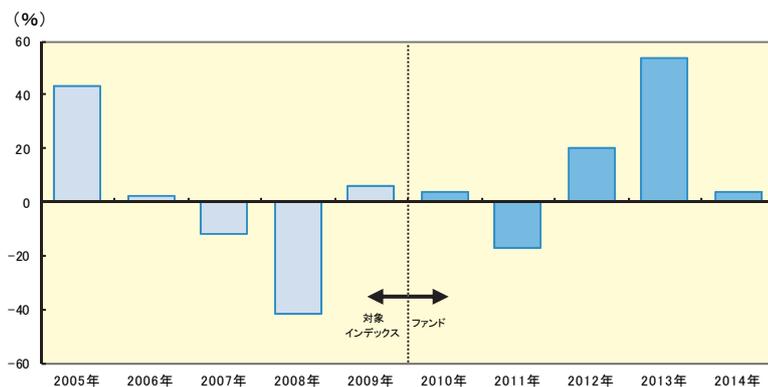
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.6
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.4
3	ソフトバンク	情報・通信業	1.9
4	本田技研工業	輸送用機器	1.8
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.7
6	日本電信電話	情報・通信業	1.4
7	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.3
8	日本たばこ産業	食料品	1.1
9	ファナック	電気機器	1.1
10	キヤノン	電気機器	1.1

実質的な業種別投資比率(上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	電気機器	13.0
2	輸送用機器	11.7
3	銀行業	8.8
4	情報・通信業	6.9
5	化学	5.6

## 年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2005年から2009年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2010年は設定日(2010年11月26日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2014年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購 入 単 位	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位
購 入 価 額	購入申込日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1万口単位、1口単位または1円単位
換 金 価 額	換金申込日の基準価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	平成26年11月28日から平成27年11月26日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限 (平成22年11月26日設定)
繰 上 償 還	受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行いません。(再投資可能)
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>1.08%(税抜1.0%)以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)
信託財産留保額	ありません

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。            ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。            信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.432%(税抜年0.40%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年0.185%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.185%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年0.432%(税抜年0.40%)	配分 (税抜)	委託会社	年0.185%	販売会社	年0.185%	受託会社	年0.03%
信託報酬率		年0.432%(税抜年0.40%)									
配分 (税抜)	委託会社	年0.185%									
	販売会社	年0.185%									
	受託会社	年0.03%									
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・ファンドに関する租税、監査費用 等</li> </ul>										

### ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- \* 上記は平成26年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \* 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- \* 法人の場合は上記とは異なります。
- \* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

- ファンドの名称について  
 「野村インデックスファンド・TOPIX」を「野村Funds-i TOPIX」という場合があります。



# 野村インデックスファンド・TOPIX

愛称：Funds-i TOPIX

追加型投信 国内 株式 インデックス型

## 【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2014年11月28日）

## 野村アセットマネジメント

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・TOPIXの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成26年11月27日に関東財務局長に提出しており、平成26年11月28日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

# —目次—

---

表紙	1
第一部【証券情報】	2
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
1【ファンドの性格】	5
2【投資方針】	10
3【投資リスク】	18
4【手数料等及び税金】	19
5【運用状況】	22
第2【管理及び運営】	29
1【申込(販売)手続等】	29
2【換金(解約)手続等】	29
3【資産管理等の概要】	30
4【受益者の権利等】	34
第3【ファンドの経理状況】	36
1【財務諸表】	38
2【ファンドの現況】	108
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	109
第三部【委託会社等の情報】	110
第1【委託会社等の概況】	110
約款	147

## 【表紙】

【提出日】	平成 26 年 11 月 27 日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	野村インデックスファンド・TOPIX
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成 26 年 11 月 28 日から平成 27 年 11 月 26 日ま で) 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

野村インデックスファンド・TOPIX

(以下「ファンド」といいます。)

ファンドの愛称を「Funds-i TOPIX」とします。なお、「野村 Funds-i TOPIX」と称する場合があります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額<sup>※</sup>とします。

午後3時まで、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

- ①取得申込日の基準価額に、1.08%(税抜1.0%)以内\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位

(7) 【申込期間】

平成26年11月28日から平成27年11月26日まで

\*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

**株式会社証券保管振替機構**

(12) 【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

※販売会社によっては、購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等が、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

わが国の株式を実質的な主要投資対象\*とし、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

\*ファンドは、「国内株式マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

##### ■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

#### <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村インデックスファンド・TOPIX）

##### 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

##### 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回			
大型株	年4回	日本		日経225
中小型株	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	
債券		欧州		
一般				
公債				
社債				

その他債券 クレジット属性 ( )	年 12 回 (毎月)	アジア		TOPIX
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	その他 ( )
資産複合 ( )		アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成 22 年 7 月 1 日現在）

#### <商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託

並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の

資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

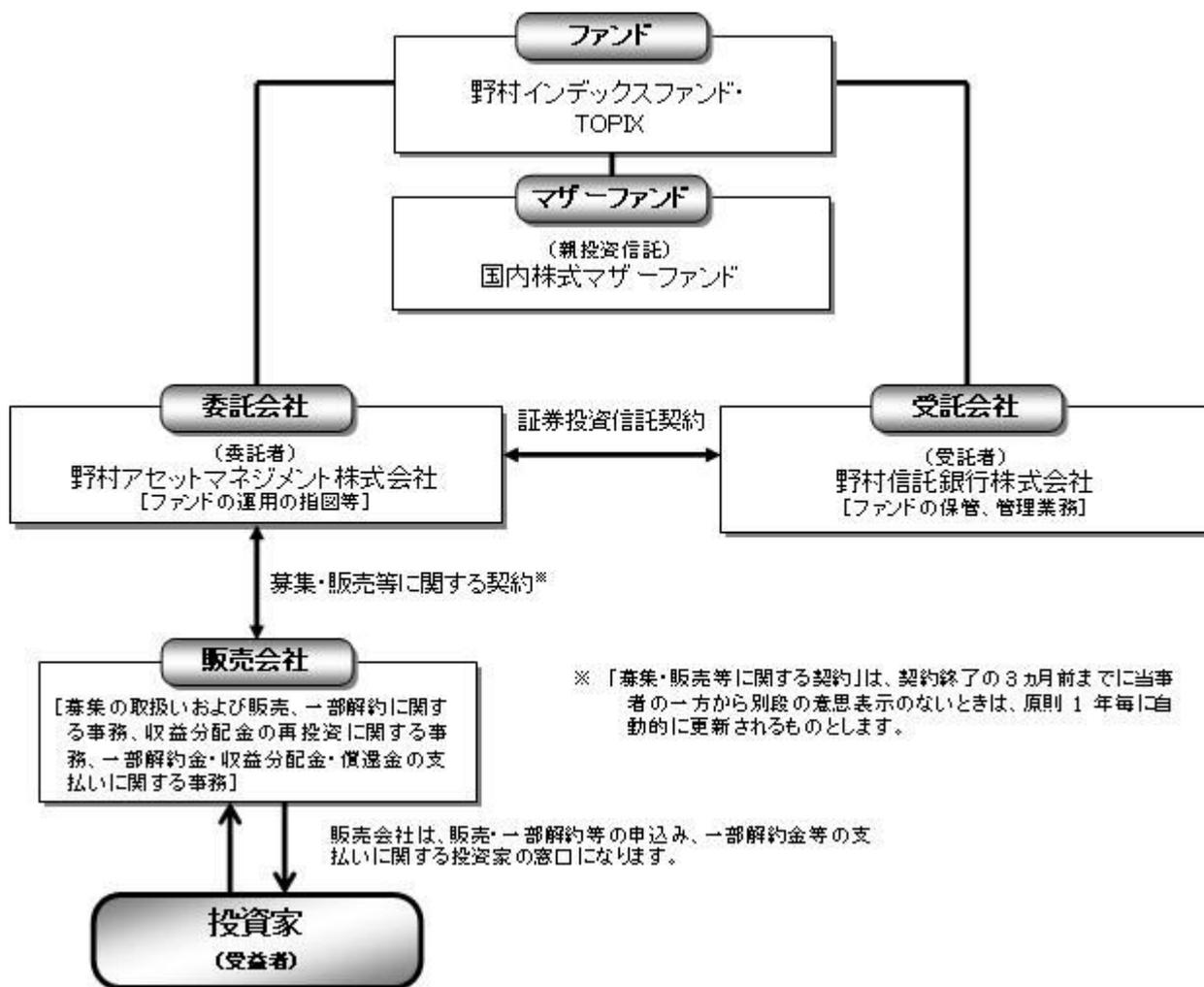
〔特殊型〕

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

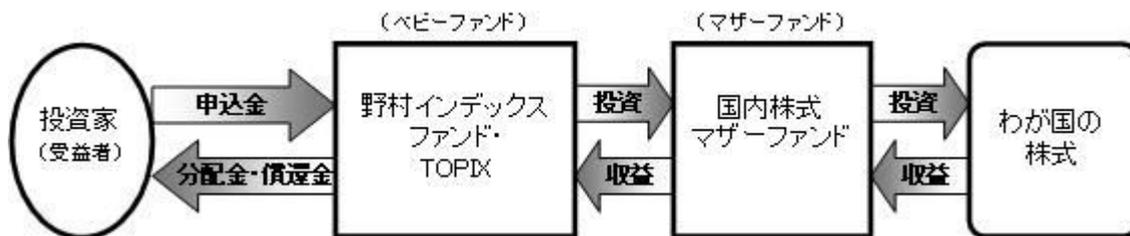
平成22年11月26日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「国内株式マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



※マザーファンドの運用の方針等については、「第1ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

※ファンドは、マザーファンドのほかに、株式に直接投資する場合があります。

■委託会社の概況(平成26年10月末現在)■

- ・名称  
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

◆東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした指数です。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

#### ■指数の著作権等について■

- ①TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株東京証券取引所が有します。
- ②株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- ③株東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④株東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本ファンドの基準価額とTOPIXの指数値の動向が乖離することがあります。
- ⑥本ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- ⑦株東京証券取引所は、本ファンドの購入者又は公衆に対し、本ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ⑧株東京証券取引所は、野村アセットマネジメント株式会社又は本ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑨以上の項目に限らず、株東京証券取引所は本ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

### ①投資の対象とする資産の種類(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 ⑥および⑦」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

### ②有価証券の指図範囲(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
6. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
7. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
8. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といい、第 4 号および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲(約款第 16 条第 2 項)

委託者は、信託金を、上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

(国内株式マザーファンド)  
運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**1. 基本方針**

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

**2. 運用方法**

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

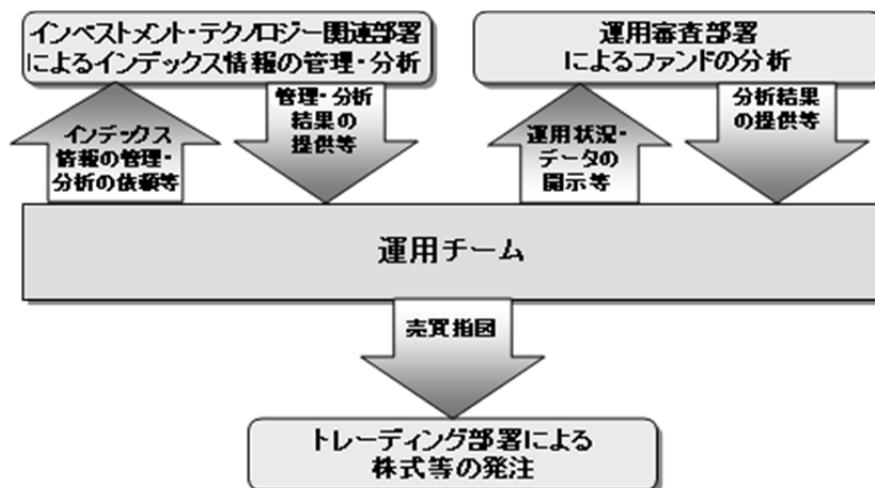
③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

### (3) 【運用体制】

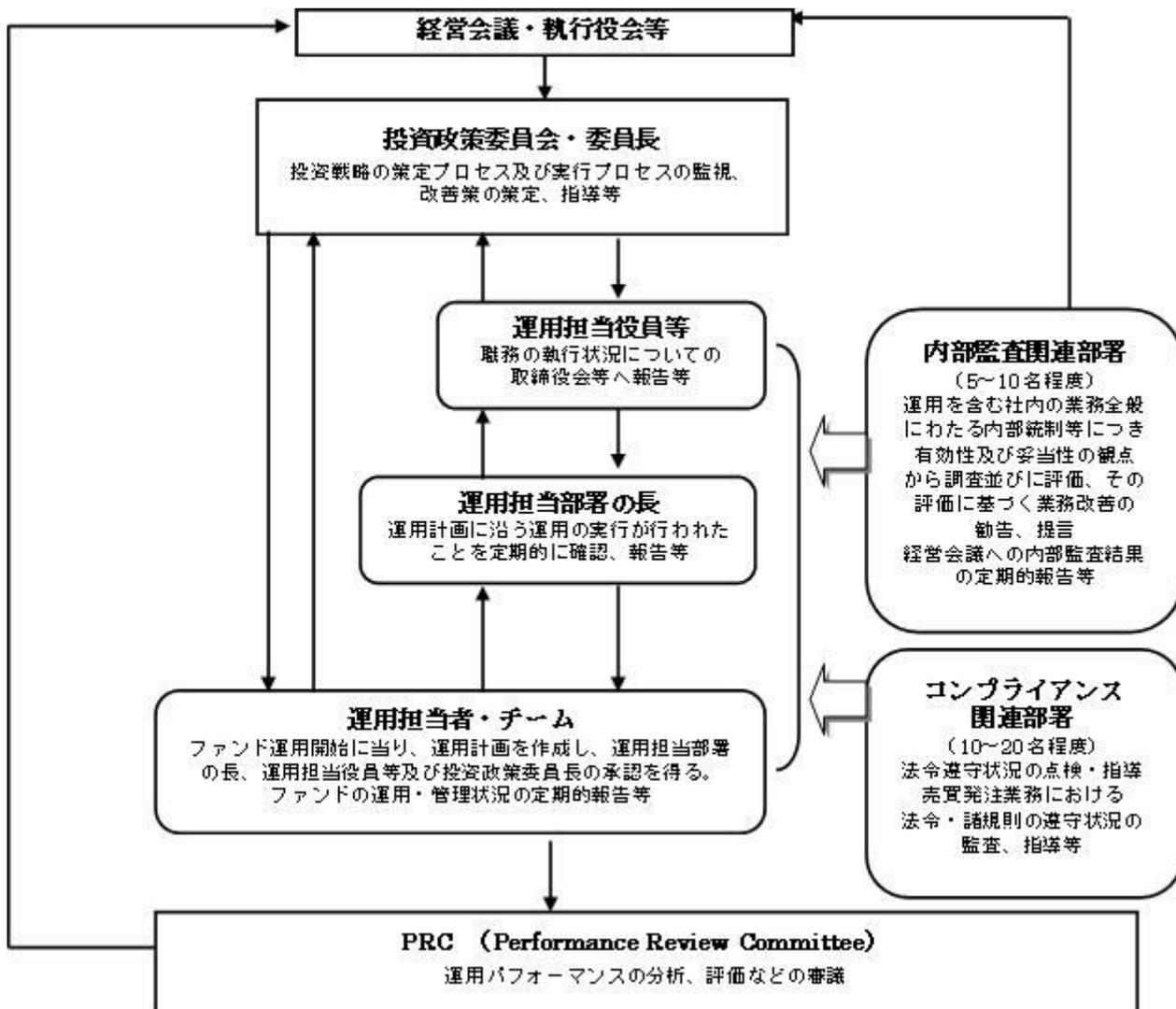
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※ 運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないま

す。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

原則として**毎年9月6日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### ◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

<分配金をお支払いする契約の場合>

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。\*<sup>1</sup>

<分配金を再投資する契約の場合>

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。\*<sup>2</sup>

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。

※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

##### ①株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

##### ②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

##### ③同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

##### ④投資する株式の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

##### ⑤信用取引の指図範囲(約款第20条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債<sup>※</sup>の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ⑥先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利

商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### ⑦スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑧有価証券の貸付の指図および範囲(約款第23条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。  
株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑨資金の借入れ(約款第29条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合

を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3【投資リスク】

#### 《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

#### 《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

##### リスク管理関連の委員会

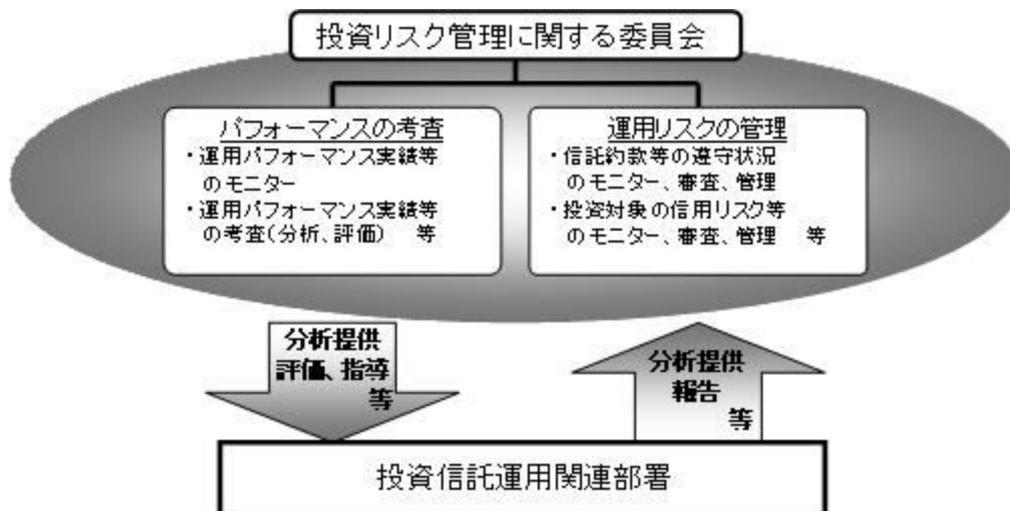
###### ◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

###### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

##### リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

①取得申込日の基準価額に、1.08%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜1.0%）以内\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.432% (税抜年 0.40%) の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り (税抜) とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.185%	年 0.185%	年 0.03%

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

## (4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

※ これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

### ■ 個人、法人別の課税について ■

#### ◆ 個人の投資家に対する課税

##### < 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税 (所得税及び復興特別所得税) 15.315% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

##### < 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対する課税 >

換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) については、申告分離課税により 20.315% (国税 15.315% および地方税 5%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315% の税率により源泉徴収が行なわれます。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、平成 26 年 1 月 1 日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA をご利用の場合、毎年、年間 100 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収\*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### ■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益\*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

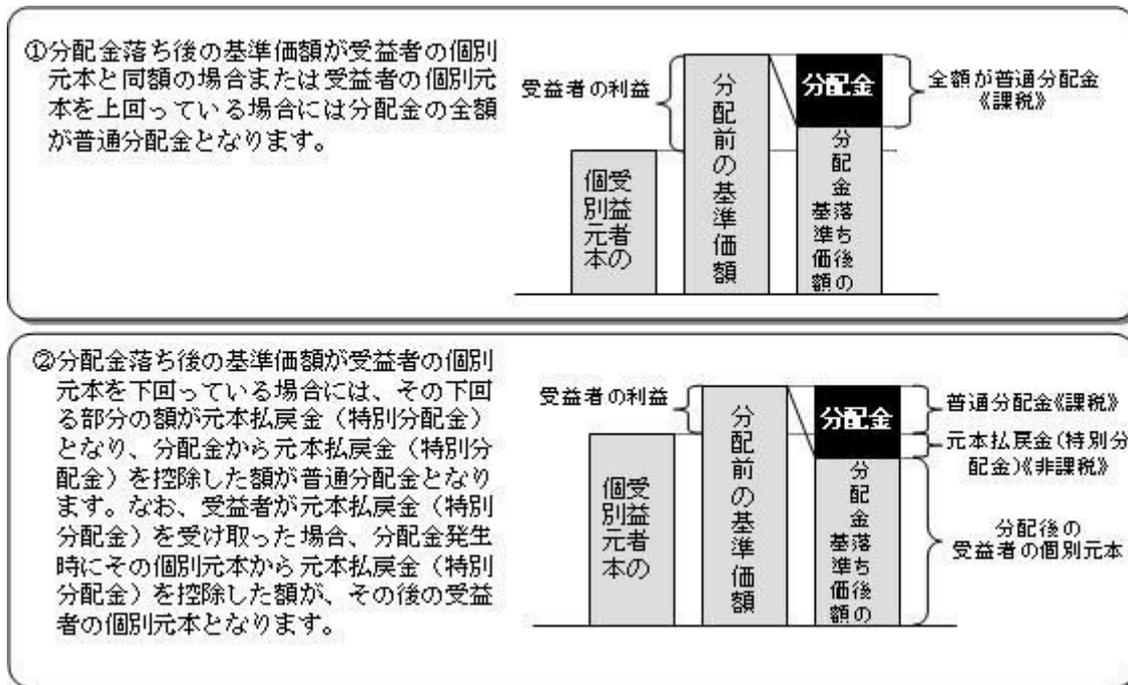
### ■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

### ■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は平成26年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

#### 野村インデックスファンド・TOPIX

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	546,743,085	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	27,530	0.00
合計（純資産総額）		546,770,615	100.00

#### (参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	197,545,177,860	97.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,067,655,482	2.01
合計（純資産総額）		201,612,833,342	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	----	------	---------	---------

株価指数先物取引	買建	日本	3,263,190,000	1.61
----------	----	----	---------------	------

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

野村インデックスファンド・TOPIX

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	456,075,313	1.1665	532,033,491	1.1988	546,743,085	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,436,400	5,551.68	7,974,433,152	6,463.00	9,283,453,200	4.60
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	7,786,200	566.14	4,408,079,268	620.20	4,829,001,240	2.39
3	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	504,600	7,207.80	3,637,055,880	7,689.00	3,879,869,400	1.92
4	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	936,900	3,330.61	3,120,448,509	3,800.00	3,560,220,000	1.76
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	777,100	4,133.27	3,211,964,117	4,471.00	3,474,414,100	1.72
6	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	403,700	5,780.48	2,333,579,776	6,821.00	2,753,637,700	1.36
7	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	13,362,200	199.23	2,662,151,106	195.90	2,617,654,980	1.29
8	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	646,500	3,414.23	2,207,299,695	3,567.00	2,306,065,500	1.14
9	日本	株式	ファナック	電気機器	116,100	17,143.96	1,990,413,756	19,810.00	2,299,941,000	1.14
10	日本	株式	キヤノン	電気機器	603,600	3,286.85	1,983,942,660	3,570.50	2,155,153,800	1.06
11	日本	株式	KDDI	情報・通信業	318,900	5,720.59	1,824,296,151	6,593.00	2,102,507,700	1.04
12	日本	株式	日立製作所	電気機器	2,506,000	734.75	1,841,283,500	837.50	2,098,775,000	1.04
13	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	1,241,900	1,206.70	1,498,600,730	1,633.00	2,028,022,700	1.00
14	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	408,500	4,569.98	1,866,836,830	4,768.00	1,947,728,000	0.96
15	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	429,800	3,999.81	1,719,118,338	4,254.00	1,828,369,200	0.90
16	日本	株式	三井不動産	不動産業	539,000	3,186.11	1,717,313,290	3,359.50	1,810,770,500	0.89
17	日本	株式	三菱地所	不動産業	719,000	2,388.62	1,717,417,780	2,468.50	1,774,851,500	0.88
18	日本	株式	三菱商事	卸売業	787,500	1,975.30	1,555,548,750	2,246.00	1,768,725,000	0.87
19	日本	株式	三井物産	卸売業	929,200	1,538.29	1,429,379,068	1,729.50	1,607,051,400	0.79
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	190,800	7,608.32	1,451,667,456	8,220.00	1,568,376,000	0.77
21	日本	株式	日産自動車	輸送用機	1,461,400	878.58	1,283,956,812	1,069.00	1,562,236,600	0.77

				器						
22	日本	株式	パナソニック	電気機器	1,189,500	1,068.26	1,270,695,270	1,304.50	1,551,702,750	0.76
23	日本	株式	N T T ドコモ	情報・通信業	846,600	1,651.10	1,397,821,260	1,830.50	1,549,701,300	0.76
24	日本	株式	三菱電機	電気機器	1,041,000	1,191.52	1,240,372,320	1,460.50	1,520,380,500	0.75
25	日本	株式	信越化学工業	化学	195,600	5,929.12	1,159,735,872	7,168.00	1,402,060,800	0.69
26	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	93,200	12,575.15	1,172,003,980	14,815.00	1,380,758,000	0.68
27	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	2,100,600	605.49	1,271,892,294	653.80	1,373,372,280	0.68
28	日本	株式	村田製作所	電気機器	109,200	8,739.59	954,363,228	12,470.00	1,361,724,000	0.67
29	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	398,000	3,001.17	1,194,465,660	3,402.50	1,354,195,000	0.67
30	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	4,608,000	274.51	1,264,942,080	284.60	1,311,436,800	0.65

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.06
		鉱業	0.49
		建設業	2.70
		食料品	3.91
		繊維製品	0.67
		パルプ・紙	0.23
		化学	5.61
		医薬品	4.53
		石油・石炭製品	0.54
		ゴム製品	0.83
		ガラス・土石製品	0.97
		鉄鋼	1.51
		非鉄金属	0.99
		金属製品	0.62
		機械	5.39
		電気機器	12.96
		輸送用機器	11.66
		精密機器	1.39
		その他製品	1.39
		電気・ガス業	2.01
		陸運業	3.81
		海運業	0.30
		空運業	0.52
		倉庫・運輸関連業	0.21
情報・通信業	6.94		
卸売業	4.44		
小売業	4.01		

	銀行業	8.78
	証券、商品先物取引業	1.41
	保険業	2.16
	その他金融業	1.21
	不動産業	3.06
	サービス業	2.47
合 計		97.98

## ②【投資不動産物件】

野村インデックスファンド・TOPIX

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

野村インデックスファンド・TOPIX

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物(2014年12月限)	買建	246	日本円	3,218,899,766	3,263,190,000	1.61

## (3)【運用実績】

### ①【純資産の推移】

野村インデックスファンド・TOPIX

平成26年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2011年9月6日)	57	57	0.8606	0.8606
第2計算期間	(2012年9月6日)	105	105	0.8514	0.8514
第3計算期間	(2013年9月6日)	296	296	1.3830	1.3830
第4計算期間	(2014年9月8日)	517	517	1.5890	1.5890
	2013年9月末日	306	—	1.4484	—

10 月末日	298	—	1.4485	—
11 月末日	284	—	1.5262	—
12 月末日	397	—	1.5798	—
2014 年 1 月末日	460	—	1.4803	—
2 月末日	505	—	1.4696	—
3 月末日	526	—	1.4724	—
4 月末日	492	—	1.4224	—
5 月末日	504	—	1.4703	—
6 月末日	516	—	1.5456	—
7 月末日	521	—	1.5782	—
8 月末日	536	—	1.5639	—
9 月末日	546	—	1.6339	—

## ②【分配の推移】

### 野村インデックスファンド・TOPIX

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2010 年 11 月 26 日～2011 年 9 月 6 日	0.0000 円
第 2 計算期間	2011 年 9 月 7 日～2012 年 9 月 6 日	0.0000 円
第 3 計算期間	2012 年 9 月 7 日～2013 年 9 月 6 日	0.0000 円
第 4 計算期間	2013 年 9 月 7 日～2014 年 9 月 8 日	0.0000 円

## ③【収益率の推移】

### 野村インデックスファンド・TOPIX

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2010 年 11 月 26 日～2011 年 9 月 6 日	△13.9%
第 2 計算期間	2011 年 9 月 7 日～2012 年 9 月 6 日	△1.1%
第 3 計算期間	2012 年 9 月 7 日～2013 年 9 月 6 日	62.4%
第 4 計算期間	2013 年 9 月 7 日～2014 年 9 月 8 日	14.9%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

## (4)【設定及び解約の実績】

### 野村インデックスファンド・TOPIX

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 計算期間	2010 年 11 月 26 日～2011 年 9 月 6 日	112,256,661	45,912,471	66,344,190

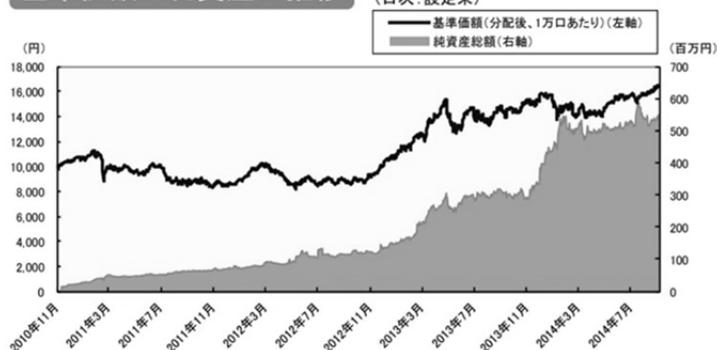
第2計算期間	2011年9月7日～2012年9月6日	238,726,470	180,711,387	124,359,273
第3計算期間	2012年9月7日～2013年9月6日	472,121,384	381,874,484	214,606,173
第4計算期間	2013年9月7日～2014年9月8日	745,502,487	634,615,049	325,493,611

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 運用実績 (2014年9月30日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)



### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2014年9月	0円
2013年9月	0円
2012年9月	0円
2011年9月	0円
---	---
設定来累計	0円

### 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

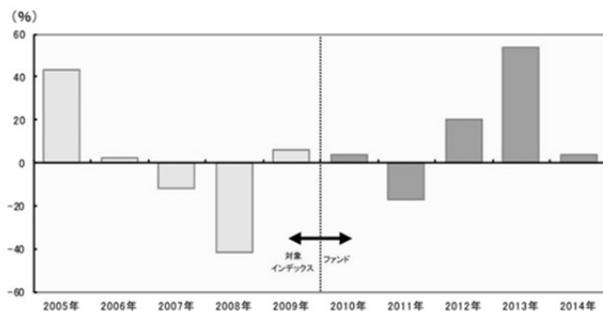
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.6
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.4
3	ソフトバンク	情報・通信業	1.9
4	本田技研工業	輸送用機器	1.8
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.7
6	日本電信電話	情報・通信業	1.4
7	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.3
8	日本たばこ産業	食料品	1.1
9	ファナック	電気機器	1.1
10	キヤノン	電気機器	1.1

実質的な業種別投資比率(上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	電気機器	13.0
2	輸送用機器	11.7
3	銀行業	8.8
4	情報・通信業	6.9
5	化学	5.6

### 年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2005年から2009年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2010年は設定日(2010年11月26日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2014年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付については、午後3時まで、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。

#### ■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約<sup>\*</sup>を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位によるものとします。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

#### <申込手数料>

(i) 取得申込日の基準価額に、1.08%(税抜1.0%)以内<sup>\*</sup>で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii) 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後 3 時までには、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)**

**<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時**

**インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>**

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して 5 営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1 万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします(平成22年11月26日設定)。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎年9月7日から翌年9月6日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

#### (c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知っている受益者に対して交付します。

#### (d) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合には限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」(i)または「(d) 信託約款の変更等」(ii)に規定する書面に付記します。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

<ファンドの信託約款の変更>

平成26年12月1日適用で下記の内容等の約款変更を予定しております。(下線部\_\_\_\_\_は変更部分を、「●」は信託約款において該当する条項の番号を示します。)

○新設

(変更後)	(変更前)
<p><u>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</u>  <u>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u>  <u>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>

○書面決議手続きの記載がある場合、以下の見出しの条文について変更を行いません。

(変更後)	(変更前)
(信託契約の解約)	(信託契約の解約)

<p>&lt;略&gt;</p> <p>&lt;略&gt; 第●項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>&lt;同左&gt;</p> <p>&lt;同左&gt; 第●項の書面決議は議決権を行使することができる<u>受益者の半数以上</u>であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>&lt;同左&gt;</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(変更後)	(変更前)
<p>(信託約款の変更等)</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ &lt;略&gt;</p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ &lt;略&gt;</p>	<p>(信託約款の変更等)</p> <p>&lt;同左&gt;</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ &lt;同左&gt;</p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる<u>受益者の半数以上</u>であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ &lt;同左&gt;</p>

(変更後)	(変更前)
<p>(<u>反対受益者の受益権買取請求の不適用</u>)</p> <p>第●条 この信託は、受益者が第●条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第●条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める<u>反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</u></p>	<p>(<u>反対者の買取請求権</u>)</p> <p>第●条 第●条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、<u>自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</u>この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、<u>第●条第●項または前条第2項に規定する書面に付記します。</u></p>

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### ①収益分配金に対する請求権

###### ■収益分配金の支払い開始日■

<累積投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜累積投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1万口単位、1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成25年9月7日から平成26年9月8日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年10月16日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・TOPIXの平成25年9月7日から平成26年9月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インデックスファンド・TOPIXの平成26年9月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村インデックスファンド・TOPIX】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成25年9月6日現在)	第4期 (平成26年9月8日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,403,563	6,668,465
親投資信託受益証券	296,779,418	517,196,510
未収入金	1,777,600	21,308,853
未収利息	7	11
流動資産合計	301,960,588	545,173,839
資産合計	301,960,588	545,173,839
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	4,600,205	26,817,499
未払受託者報酬	42,145	84,440
未払委託者報酬	519,716	1,041,360
その他未払費用	4,153	8,375
流動負債合計	5,166,219	27,951,674
負債合計	5,166,219	27,951,674
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	214,606,173	325,493,611
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	82,188,196	191,728,554
(分配準備積立金)	17,164,541	32,932,046
元本等合計	296,794,369	517,222,165
純資産合計	296,794,369	517,222,165
負債純資産合計	301,960,588	545,173,839

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 平成24年9月7日 至 平成25年9月6日	第4期 自 平成25年9月7日 至 平成26年9月8日
<b>営業収益</b>		
受取利息	4,171	4,437
有価証券売買等損益	79,337,951	63,332,727
営業収益合計	79,342,122	63,337,164
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	62,801	141,821
委託者報酬	774,384	1,749,021
その他費用	6,159	14,060
営業費用合計	843,344	1,904,902

営業利益又は営業損失 (△)	78,498,778	61,432,262
経常利益又は経常損失 (△)	78,498,778	61,432,262
当期純利益又は当期純損失 (△)	78,498,778	61,432,262
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	60,876,093	30,322,456
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△18,480,792	82,188,196
剰余金増加額又は欠損金減少額	109,247,312	367,397,527
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	109,247,312	367,397,527
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,201,009	288,966,975
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,201,009	288,966,975
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	82,188,196	191,728,554

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成25年9月7日から平成26年9月8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 平成25年9月6日現在	第4期 平成26年9月8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 214,606,173口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 325,493,611口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,3830円 (10,000口当たり純資産額) (13,830円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,5890円 (10,000口当たり純資産額) (15,890円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自平成24年9月7日 至平成25年9月6日	第4期 自平成25年9月7日 至平成26年9月8日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>3,635,631円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>13,381,570円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>65,023,655円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>147,340円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>82,188,196円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>214,606,173口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>3,829円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,635,631円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,381,570円	収益調整金額	C	65,023,655円	分配準備積立金額	D	147,340円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,188,196円	当ファンドの期末残存口数	F	214,606,173口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,829円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,927,360円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>23,182,446円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>158,796,508円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,822,240円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>191,728,554円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>325,493,611口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>5,890円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,927,360円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	23,182,446円	収益調整金額	C	158,796,508円	分配準備積立金額	D	1,822,240円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	191,728,554円	当ファンドの期末残存口数	F	325,493,611口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,890円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,635,631円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,381,570円																																																											
収益調整金額	C	65,023,655円																																																											
分配準備積立金額	D	147,340円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,188,196円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	214,606,173口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,829円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,927,360円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	23,182,446円																																																											
収益調整金額	C	158,796,508円																																																											
分配準備積立金額	D	1,822,240円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	191,728,554円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	325,493,611口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,890円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第3期 自 平成24年9月7日 至 平成25年9月6日	第4期 自 平成25年9月7日 至 平成26年9月8日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第3期 平成25年9月6日現在	第4期 平成26年9月8日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 平成24年9月7日 至 平成25年9月6日	第4期 自 平成25年9月7日 至 平成26年9月8日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第3期 自 平成24年9月7日 至 平成25年9月6日	第4期 自 平成25年9月7日 至 平成26年9月8日

期首元本額	124,359,273円	期首元本額	214,606,173円
期中追加設定元本額	472,121,384円	期中追加設定元本額	745,502,487円
期中一部解約元本額	381,874,484円	期中一部解約元本額	634,615,049円

## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	第3期 自平成24年9月7日 至平成25年9月6日	第4期 自平成25年9月7日 至平成26年9月8日
	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	45,628,990	39,832,475
合計	45,628,990	39,832,475

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式(平成26年9月8日現在)

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券(平成26年9月8日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド		517,196,510	
	小計	銘柄数:1		517,196,510	
		組入時価比率:100.0%			100.0%
合計				517,196,510	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

### 国内株式マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位:円)

(平成26年9月8日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,743,180,880

株式	188,004,499,980
派生商品評価勘定	164,700,747
未収配当金	74,107,765
未収利息	13,788
その他未収収益	3,473,660
差入委託証拠金	47,021,000
流動資産合計	203,036,997,820
資産合計	203,036,997,820
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	643,694
未払解約金	325,406,393
未払利息	216,307
有価証券貸借取引受入金	6,814,706,922
流動負債合計	7,140,973,316
負債合計	7,140,973,316
純資産の部	
元本等	
元本	168,057,883,063
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	27,838,141,441
元本等合計	195,896,024,504
純資産合計	195,896,024,504
負債純資産合計	203,036,997,820

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

### (貸借対照表に関する注記)

平成26年9月8日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1656円
(10,000口当たり純資産額)	(11,656円)

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成25年9月7日  
至 平成26年9月8日

## 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

## ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

## ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

## ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月8日現在

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

## 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

平成26年9月8日現在

	平成25年9月7日
期首	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	174,055,025,024円
同期中における追加設定元本額	42,225,691,360円
同期中における一部解約元本額	48,222,833,321円
期末元本額	168,057,883,063円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	216,953,701円
バランスセレクト50	531,104,671円
バランスセレクト70	595,969,795円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,665,863,064円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	7,169,373,179円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	12,188,029,569円
野村資産設計ファンド2015	195,971,044円
野村資産設計ファンド2020	159,633,743円
野村資産設計ファンド2025	177,979,176円
野村資産設計ファンド2030	157,733,599円
野村資産設計ファンド2035	123,719,951円

野村資産設計ファンド2040	472,928,579円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	16,416,593,917円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,037,793,911円
のむラップ・ファンド（普通型）	1,871,203,142円
のむラップ・ファンド（積極型）	917,695,740円
野村資産設計ファンド2045	27,098,238円
野村インデックスファンド・TOPIX	443,716,979円
マイ・ロード	2,612,187,477円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	93,140,998円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	3,325,952,035円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1,134,291,988円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	7,877,552,408円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	2,028,946,703円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	17,893,917円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	61,539,593円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	34,287,617円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	10,030,868,059円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	745,884,990円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	4,799,013,636円
野村日本株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,540,869,173円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	2,826,076,457円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	792,236,351円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	101,495,836円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	526,756,641円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	8,114,957,000円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	1,180,985,545円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,341,365,858円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	10,692,990円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	36,740,374円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	32,699,501円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	85,493,396円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	3,809,038,045円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	11,562,143,727円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	16,249,739,618円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX（確定拠出年金向け）	30,374,464,041円
マイバランスDC30	1,884,991,866円
マイバランスDC50	2,311,222,955円
マイバランスDC70	2,035,286,811円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	6,109,705,459円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年9月8日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	45,000	254.00	11,430,000	貸付有価証券 19,000株(19,000株)
		日本水産	139,400	300.00	41,820,000	
		マルハニチロ	21,800	1,630.00	35,534,000	

サカタのタネ	16,700	1,382.00	23,079,400	貸付有価証券 600株(600株)
ホクト	12,600	1,972.00	24,847,200	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
住石ホールディングス	31,500	123.00	3,874,500	貸付有価証券 13,900株(12,600 株)
日鉄鉱業	29,000	457.00	13,253,000	
三井松島産業	74,000	138.00	10,212,000	貸付有価証券 7,000株
国際石油開発帝石	551,400	1,479.00	815,520,600	
日本海洋掘削	2,800	4,870.00	13,636,000	貸付有価証券 1,200株
石油資源開発	16,200	4,090.00	66,258,000	
K&Oエナジーグループ	7,600	1,384.00	10,518,400	
ショーボンドホールディ ングス	10,100	4,435.00	44,793,500	貸付有価証券 1,700株(700株)
ミライト・ホールディ ングス	32,200	1,191.00	38,350,200	
タマホーム	7,600	691.00	5,251,600	貸付有価証券 3,300株(800株)
サンヨーホームズ	900	709.00	638,100	
ダイセキ環境ソリューシ ョン	1,000	1,787.00	1,787,000	
安藤・間	75,700	762.00	57,683,400	
東急建設	40,300	551.00	22,205,300	貸付有価証券 1,800株
コムシスホールディ ングス	55,000	2,006.00	110,330,000	
ミサワホーム	12,200	1,153.00	14,066,600	
高松コンストラクシ ョン グループ	8,600	1,878.00	16,150,800	
東建コーポレーション	4,200	4,800.00	20,160,000	
ヤマウラ	5,300	386.00	2,045,800	
大成建設	573,000	625.00	358,125,000	貸付有価証券 113,000株(113,000 株)
大林組	340,000	788.00	267,920,000	貸付有価証券 6,000株(6,000株)
清水建設	347,000	852.00	295,644,000	貸付有価証券 22,000株(22,000 株)
飛島建設	69,700	242.00	16,867,400	貸付有価証券 30,400株
長谷工コーポレーション	151,200	879.00	132,904,800	
松井建設	12,000	520.00	6,240,000	

銭高組	16,000	355.00	5,680,000	貸付有価証券 2,000株
鹿島建設	498,000	549.00	273,402,000	
不動テトラ	80,100	278.00	22,267,800	貸付有価証券 35,500株 (35,500 株)
大末建設	4,300	1,063.00	4,570,900	貸付有価証券 1,800株 (100株)
鉄建建設	69,000	512.00	35,328,000	貸付有価証券 30,000株
日鉄住金テックスエンジ	18,000	639.00	11,502,000	
西松建設	148,000	548.00	81,104,000	貸付有価証券 3,000株
三井住友建設	304,900	139.00	42,381,100	
大豊建設	35,000	544.00	19,040,000	貸付有価証券 15,000株
前田建設工業	70,000	926.00	64,820,000	
佐田建設	39,000	150.00	5,850,000	貸付有価証券 17,000株
ナカノフドー建設	8,700	403.00	3,506,100	
奥村組	100,000	618.00	61,800,000	
大和小田急建設	6,100	850.00	5,185,000	貸付有価証券 2,500株 (2,500株)
東鉄工業	13,600	2,565.00	34,884,000	
イチケン	12,000	367.00	4,404,000	貸付有価証券 5,000株
浅沼組	34,000	179.00	6,086,000	貸付有価証券 16,000株 (16,000 株)
戸田建設	132,000	550.00	72,600,000	貸付有価証券 58,000株 (58,000 株)
熊谷組	151,000	414.00	62,514,000	貸付有価証券 66,000株 (63,000 株)
青木あすなろ建設	6,900	790.00	5,451,000	
北野建設	24,000	372.00	8,928,000	
植木組	14,000	297.00	4,158,000	
三井ホーム	15,000	500.00	7,500,000	
矢作建設工業	15,400	820.00	12,628,000	
ピーエス三菱	9,000	524.00	4,716,000	貸付有価証券 3,800株
東日本ハウス	14,100	491.00	6,923,100	
大東建託	43,100	13,055.00	562,670,500	

新日本建設	13,500	370.00	4,995,000	
N I P P O	26,000	2,029.00	52,754,000	
東亜道路工業	21,000	430.00	9,030,000	
前田道路	36,000	1,801.00	64,836,000	
日本道路	31,000	594.00	18,414,000	
東亜建設工業	99,000	209.00	20,691,000	
若築建設	61,000	205.00	12,505,000	
東洋建設	35,200	517.00	18,198,400	貸付有価証券 7,400株
五洋建設	134,800	394.00	53,111,200	貸付有価証券 56,500株
大林道路	13,000	665.00	8,645,000	貸付有価証券 6,000株 (6,000株)
世紀東急工業	63,000	134.00	8,442,000	
福田組	17,000	1,201.00	20,417,000	貸付有価証券 7,000株 (7,000株)
住友林業	78,000	1,176.00	91,728,000	
日本基礎技術	12,600	406.00	5,115,600	貸付有価証券 5,900株 (4,400株)
日成ビルド工業	29,000	280.00	8,120,000	貸付有価証券 12,000株
ヤマダ・エスバイエルホ ーム	51,000	120.00	6,120,000	貸付有価証券 22,000株
巴コーポレーション	14,100	481.00	6,782,100	貸付有価証券 6,200株
パナホーム	42,000	761.00	31,962,000	
大和ハウス工業	311,300	1,935.50	602,521,150	貸付有価証券 29,000株 (29,000 株)
ライト工業	23,600	1,009.00	23,812,400	貸付有価証券 600株
積水ハウス	305,200	1,314.50	401,185,400	貸付有価証券 5,800株 (5,800株)
日特建設	13,800	467.00	6,444,600	貸付有価証券 3,300株
北陸電気工事	5,000	615.00	3,075,000	
ユアテック	18,000	535.00	9,630,000	
西部電気工業	9,000	483.00	4,347,000	
四電工	10,000	415.00	4,150,000	
中電工	16,400	1,648.00	27,027,200	
関電工	52,000	574.00	29,848,000	
きんでん	75,000	1,134.00	85,050,000	

東京エネシス	12,000	714.00	8,568,000	
トーエネック	16,000	595.00	9,520,000	
住友電設	7,800	1,510.00	11,778,000	
日本電設工業	18,500	1,756.00	32,486,000	
協和エクシオ	44,400	1,441.00	63,980,400	
新日本空調	9,500	891.00	8,464,500	
NDS	17,000	302.00	5,134,000	
九電工	21,000	1,206.00	25,326,000	
三機工業	23,000	874.00	20,102,000	
日揮	114,000	2,996.50	341,601,000	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
中外炉工業	29,000	227.00	6,583,000	貸付有価証券 11,000株(11,000株)
ヤマト	10,000	368.00	3,680,000	
太平電業	17,000	817.00	13,889,000	
高砂熱学工業	31,600	1,425.00	45,030,000	
三晃金属工業	12,000	236.00	2,832,000	
朝日工業社	13,000	413.00	5,369,000	
明星工業	22,000	668.00	14,696,000	
大気社	15,000	2,529.00	37,935,000	
ダイダン	15,000	625.00	9,375,000	
日比谷総合設備	12,700	1,618.00	20,548,600	
東芝プラントシステム	18,400	1,798.00	33,083,200	
東洋エンジニアリング	61,000	494.00	30,134,000	
千代田化工建設	90,000	1,220.00	109,800,000	貸付有価証券 7,000株
新興プランテック	23,300	812.00	18,919,600	
日本製粉	70,000	533.00	37,310,000	
日清製粉グループ本社	113,000	1,204.00	136,052,000	貸付有価証券 20,900株(20,900株)
日東富士製粉	9,000	315.00	2,835,000	
昭和産業	47,000	384.00	18,048,000	
鳥越製粉	9,000	709.00	6,381,000	
協同飼料	39,000	103.00	4,017,000	
中部飼料	10,800	687.00	7,419,600	
日本配合飼料	35,000	116.00	4,060,000	

東洋精糖	17,000	100.00	1,700,000	
日本甜菜製糖	58,000	195.00	11,310,000	
三井製糖	45,000	382.00	17,190,000	
塩水港精糖	8,800	281.00	2,472,800	
森永製菓	111,000	224.00	24,864,000	
中村屋	26,000	428.00	11,128,000	
江崎グリコ	39,000	1,855.00	72,345,000	
名糖産業	5,000	1,203.00	6,015,000	
不二家	65,000	198.00	12,870,000	貸付有価証券 27,000株(16,000株)
山崎製パン	83,000	1,357.00	112,631,000	貸付有価証券 4,000株(3,000株)
第一屋製パン	15,000	129.00	1,935,000	貸付有価証券 6,000株(6,000株)
モロゾフ	17,000	355.00	6,035,000	貸付有価証券 8,000株(8,000株)
亀田製菓	6,300	3,285.00	20,695,500	
寿スピリッツ	2,400	2,221.00	5,330,400	貸付有価証券 1,000株
カルビー	42,000	3,490.00	146,580,000	
森永乳業	96,000	359.00	34,464,000	
六甲バター	5,100	1,013.00	5,166,300	貸付有価証券 2,200株(700株)
ヤクルト本社	66,300	5,530.00	366,639,000	
明治ホールディングス	33,600	8,700.00	292,320,000	
雪印メグミルク	24,500	1,383.00	33,883,500	貸付有価証券 900株(900株)
プリマハム	56,000	277.00	15,512,000	貸付有価証券 1,000株
日本ハム	71,000	2,175.00	154,425,000	
伊藤ハム	62,000	508.00	31,496,000	貸付有価証券 27,000株(27,000株)
林兼産業	36,000	82.00	2,952,000	貸付有価証券 16,000株(16,000株)
丸大食品	54,000	394.00	21,276,000	
米久	3,600	1,183.00	4,258,800	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
S Foods	7,100	1,867.00	13,255,700	貸付有価証券 3,000株(3,000株)
サッポロホールディングス	186,000	438.00	81,468,000	

アサヒグループホールディングス	227,900	3,339.50	761,072,050	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
キリンホールディングス	485,200	1,400.50	679,522,600	
宝ホールディングス	88,900	889.00	79,032,100	
オエノンホールディングス	29,000	242.00	7,018,000	
養命酒製造	9,000	901.00	8,109,000	
コカ・コーラウエスト	38,400	1,589.00	61,017,600	
コカ・コーライーストジャパン	34,500	2,428.00	83,766,000	貸付有価証券 1,500株
サントリー食品インターナショナル	68,000	3,745.00	254,660,000	
ダイドードリンコ	5,200	4,315.00	22,438,000	
伊藤園	30,800	2,217.00	68,283,600	貸付有価証券 13,500株(1,600株)
キーコーヒー	10,700	1,668.00	17,847,600	貸付有価証券 4,700株(4,700株)
ユニカフェ	3,100	661.00	2,049,100	
ジャパンフーズ	1,400	1,186.00	1,660,400	貸付有価証券 600株
日清オイリオグループ	49,000	365.00	17,885,000	貸付有価証券 22,000株
不二製油	27,500	1,668.00	45,870,000	
かどや製油	1,100	2,604.00	2,864,400	貸付有価証券 400株
J-オイルミルズ	47,000	345.00	16,215,000	貸付有価証券 20,000株
キッコーマン	93,000	2,212.00	205,716,000	
味の素	262,000	1,751.00	458,762,000	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
キューピー	57,700	1,779.00	102,648,300	
ハウス食品グループ本社	38,700	1,807.00	69,930,900	貸付有価証券 17,000株(7,100株)
カゴメ	43,800	1,738.00	76,124,400	貸付有価証券 19,400株(11,400株)
焼津水産化学工業	4,900	988.00	4,841,200	貸付有価証券 1,900株(1,900株)
アリアケジャパン	10,300	2,356.00	24,266,800	
ニチレイ	121,000	477.00	57,717,000	
東洋水産	56,000	3,260.00	182,560,000	貸付有価証券 5,000株
イトアンド	900	1,705.00	1,534,500	貸付有価証券 400株

日清食品ホールディングス	44,300	5,720.00	253,396,000	
永谷園	11,000	1,081.00	11,891,000	
フジッコ	11,000	1,439.00	15,829,000	
ロック・フィールド	5,900	1,905.00	11,239,500	貸付有価証券 900株(200株)
日本たばこ産業	628,500	3,691.50	2,320,107,750	
ケンコーマヨネーズ	3,700	1,093.00	4,044,100	
わらべや日洋	6,600	2,004.00	13,226,400	
なとり	5,200	1,134.00	5,896,800	
ミヨシ油脂	39,000	140.00	5,460,000	
片倉工業	13,300	1,366.00	18,167,800	貸付有価証券 100株
グンゼ	86,000	303.00	26,058,000	
東洋紡	448,000	162.00	72,576,000	
ユニチカ	290,000	46.00	13,340,000	貸付有価証券 129,000株
富士紡ホールディングス	55,000	317.00	17,435,000	貸付有価証券 24,000株
日清紡ホールディングス	67,000	939.00	62,913,000	
倉敷紡績	109,000	186.00	20,274,000	
シキボウ	61,000	121.00	7,381,000	
日本毛織	33,000	752.00	24,816,000	
大東紡織	16,000	74.00	1,184,000	
トーア紡コーポレーション	48,000	78.00	3,744,000	貸付有価証券 19,000株
ダイドーリミテッド	11,800	559.00	6,596,200	貸付有価証券 1,600株
帝国繊維	11,100	2,294.00	25,463,400	
帝人	433,000	260.00	112,580,000	
東レ	769,000	720.20	553,833,800	貸付有価証券 7,000株(7,000株)
サカイオーベックス	28,000	164.00	4,592,000	貸付有価証券 4,000株
住江織物	29,000	334.00	9,686,000	
日本フェルト	5,900	478.00	2,820,200	
イチカワ	7,000	279.00	1,953,000	
日本バイリーン	11,000	592.00	6,512,000	
日東製網	12,000	168.00	2,016,000	貸付有価証券 2,000株
芦森工業	23,000	213.00	4,899,000	貸付有価証券

				9,000株
アツギ	89,000	113.00	10,057,000	
ダイニツク	20,000	175.00	3,500,000	
セーレン	28,400	910.00	25,844,000	
東海染工	15,000	125.00	1,875,000	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
小松精練	17,600	564.00	9,926,400	
ワコールホールディングス	63,000	1,039.00	65,457,000	
ホギメディカル	6,700	5,980.00	40,066,000	
レナウン	25,400	122.00	3,098,800	貸付有価証券 10,400株
クラウドディア	1,200	1,318.00	1,581,600	貸付有価証券 500株
T S Iホールディングス	50,900	732.00	37,258,800	貸付有価証券 6,400株(6,400株)
三陽商会	56,000	245.00	13,720,000	
ナイガイ	39,000	68.00	2,652,000	貸付有価証券 16,000株
オンワードホールディングス	71,000	689.00	48,919,000	貸付有価証券 13,000株(6,000株)
ルック	18,000	252.00	4,536,000	
キムラタン	472,000	10.00	4,720,000	貸付有価証券 113,000株(49,000株)
ゴールドウイン	24,000	554.00	13,296,000	
デサント	24,000	907.00	21,768,000	
キング	5,300	435.00	2,305,500	貸付有価証券 2,300株(2,300株)
ヤマトインターナショナル	6,900	440.00	3,036,000	貸付有価証券 2,900株(100株)
特種東海製紙	62,000	265.00	16,430,000	貸付有価証券 12,000株(8,000株)
王子ホールディングス	468,000	431.00	201,708,000	貸付有価証券 22,000株
日本製紙	54,800	1,732.00	94,913,600	
三菱製紙	151,000	90.00	13,590,000	
北越紀州製紙	72,300	470.00	33,981,000	貸付有価証券 19,000株(19,000株)
中越パルプ工業	40,000	189.00	7,560,000	
巴川製紙所	16,000	197.00	3,152,000	貸付有価証券 6,000株(6,000株)

大王製紙	40,000	931.00	37,240,000	貸付有価証券 1,000株
レンゴー	85,000	497.00	42,245,000	貸付有価証券 27,000株(27,000 株)
トーモク	33,000	295.00	9,735,000	
ザ・パック	7,500	2,058.00	15,435,000	
クラレ	168,400	1,300.00	218,920,000	
旭化成	661,000	858.30	567,336,300	
共和レザー	6,900	772.00	5,326,800	
コープケミカル	16,000	117.00	1,872,000	
昭和電工	706,000	148.00	104,488,000	貸付有価証券 275,000株(28,000 株)
住友化学	780,000	393.00	306,540,000	
日本化成	20,000	143.00	2,860,000	
住友精化	22,000	660.00	14,520,000	貸付有価証券 7,000株
日産化学工業	70,800	1,944.00	137,635,200	
ラサ工業	40,000	147.00	5,880,000	貸付有価証券 18,000株
クレハ	74,000	554.00	40,996,000	貸付有価証券 20,000株
多木化学	7,000	747.00	5,229,000	
テイカ	18,000	446.00	8,028,000	
石原産業	190,000	94.00	17,860,000	
片倉チッカリン	7,000	270.00	1,890,000	
日本曹達	68,000	541.00	36,788,000	
東ソー	283,000	429.00	121,407,000	
トクヤマ	165,000	354.00	58,410,000	
セントラル硝子	101,000	407.00	41,107,000	
東亜合成	133,000	446.00	59,318,000	
ダイソー	42,000	354.00	14,868,000	
関東電化工業	25,000	436.00	10,900,000	貸付有価証券 11,000株(10,000 株)
電気化学工業	205,000	350.00	71,750,000	
信越化学工業	190,100	6,671.00	1,268,157,100	貸付有価証券 500株(500株)
日本カーバイド工業	31,000	261.00	8,091,000	貸付有価証券 14,000株
堺化学工業	43,000	365.00	15,695,000	

エア・ウォーター	87,000	1,640.00	142,680,000	
大陽日酸	136,000	959.00	130,424,000	貸付有価証券 44,000株(14,000 株)
日本化学工業	39,000	163.00	6,357,000	
日本パーライジング	25,000	2,460.00	61,500,000	
高压ガス工業	16,000	594.00	9,504,000	
チタン工業	12,000	270.00	3,240,000	貸付有価証券 5,000株
四国化成工業	15,000	742.00	11,130,000	
戸田工業	19,000	461.00	8,759,000	貸付有価証券 8,000株
ステラ ケミファ	5,400	1,614.00	8,715,600	貸付有価証券 200株(200株)
保土谷化学工業	32,000	196.00	6,272,000	
日本触媒	90,000	1,240.00	111,600,000	
大日精化工業	41,000	539.00	22,099,000	
カネカ	132,000	604.00	79,728,000	
三菱瓦斯化学	167,000	670.00	111,890,000	貸付有価証券 1,000株
三井化学	482,000	312.00	150,384,000	貸付有価証券 215,000株
J S R	97,200	1,888.00	183,513,600	
東京応化工業	20,500	2,824.00	57,892,000	
大阪有機化学工業	7,600	468.00	3,556,800	
三菱ケミカルホールディングス	662,600	532.10	352,569,460	貸付有価証券 9,800株(9,800株)
日本合成化学工業	22,000	779.00	17,138,000	
ダイセル	138,000	1,139.00	157,182,000	
住友ベークライト	83,000	422.00	35,026,000	
積水化学工業	218,000	1,243.00	270,974,000	
日本ゼオン	84,000	1,037.00	87,108,000	
アイカ工業	29,700	2,460.00	73,062,000	貸付有価証券 7,600株
宇部興産	534,000	176.00	93,984,000	
積水樹脂	14,900	1,453.00	21,649,700	
タキロン	25,000	562.00	14,050,000	
旭有機材工業	37,000	290.00	10,730,000	
日立化成	45,800	1,926.00	88,210,800	
ニチバン	10,000	390.00	3,900,000	

リケンテクノス	17,100	467.00	7,985,700	
大倉工業	25,000	388.00	9,700,000	
積水化成成品工業	30,000	299.00	8,970,000	
群栄化学工業	28,000	389.00	10,892,000	貸付有価証券 13,000株
タイガースポリマー	5,200	645.00	3,354,000	
ミライアル	3,500	1,881.00	6,583,500	貸付有価証券 400株
ダイキョーニシカワ	2,600	3,050.00	7,930,000	
日本化薬	75,000	1,280.00	96,000,000	
カーリットホールディングス	8,400	582.00	4,888,800	
日本精化	8,800	726.00	6,388,800	貸付有価証券 3,900株 (3,900株)
ADEKA	45,600	1,364.00	62,198,400	
日油	88,000	706.00	62,128,000	
新日本理化	16,700	249.00	4,158,300	貸付有価証券 7,400株
ハリマ化成グループ	9,000	521.00	4,689,000	
花王	291,900	4,353.50	1,270,786,650	
第一工業製薬	19,000	440.00	8,360,000	貸付有価証券 3,000株
三洋化成工業	33,000	684.00	22,572,000	
大日本塗料	61,000	163.00	9,943,000	
日本ペイント	92,000	2,519.00	231,748,000	
関西ペイント	128,000	1,666.00	213,248,000	
神東塗料	8,000	210.00	1,680,000	
中国塗料	30,000	785.00	23,550,000	
日本特殊塗料	8,200	692.00	5,674,400	
藤倉化成	13,400	551.00	7,383,400	
太陽ホールディングス	8,600	3,525.00	30,315,000	
D I C	425,000	241.00	102,425,000	
サカタインクス	21,600	1,035.00	22,356,000	
東洋インキSCホールディングス	95,000	495.00	47,025,000	
T&K TOKA	3,800	2,365.00	8,987,000	貸付有価証券 1,600株
富士フイルムホールディングス	242,600	3,211.00	778,988,600	貸付有価証券 900株 (900株)
資生堂	188,500	1,914.00	360,789,000	

ライオン	122,000	601.00	73,322,000	貸付有価証券 16,000株(16,000 株)
高砂香料工業	38,000	582.00	22,116,000	
マンダム	10,600	3,910.00	41,446,000	
ミルボン	6,200	3,500.00	21,700,000	
ファンケル	24,600	1,346.00	33,111,600	貸付有価証券 600株(600株)
コーセー	17,100	4,635.00	79,258,500	貸付有価証券 4,200株
コタ	3,000	1,249.00	3,747,000	
ドクターシーラボ	7,200	3,755.00	27,036,000	
シーボン	900	2,346.00	2,111,400	
ポーラ・オルビスホール ディングス	12,600	4,085.00	51,471,000	
ノエビアホールディング ス	7,100	2,134.00	15,151,400	
アジュバンコスメジヤパ ン	1,700	913.00	1,552,100	貸付有価証券 700株(700株)
エステー	6,500	1,020.00	6,630,000	
コニシ	7,700	2,056.00	15,831,200	
長谷川香料	13,400	1,631.00	21,855,400	
星光PMC	5,800	1,071.00	6,211,800	貸付有価証券 2,500株(100株)
小林製薬	17,400	6,690.00	116,406,000	貸付有価証券 6,600株
荒川化学工業	8,900	1,177.00	10,475,300	
メック	8,200	1,242.00	10,184,400	貸付有価証券 3,400株(3,400株)
日本高純度化学	3,000	2,350.00	7,050,000	
JCU	1,600	8,980.00	14,368,000	
新田ゼラチン	6,400	904.00	5,785,600	貸付有価証券 2,800株(2,000株)
アース製薬	7,600	4,045.00	30,742,000	
イハラケミカル工業	16,300	1,070.00	17,441,000	貸付有価証券 7,000株(7,000株)
北興化学工業	11,000	388.00	4,268,000	
大成ラミック	2,800	2,716.00	7,604,800	貸付有価証券 1,200株(1,100株)
クミアイ化学工業	22,000	673.00	14,806,000	
日本農薬	24,200	1,114.00	26,958,800	
アキレス	84,000	166.00	13,944,000	

有沢製作所	17,700	749.00	13,257,300	
日東電工	87,400	5,496.00	480,350,400	貸付有価証券 700株(700株)
レック	3,300	1,136.00	3,748,800	
きもと	15,500	310.00	4,805,000	貸付有価証券 5,100株
藤森工業	9,100	3,330.00	30,303,000	
前澤化成工業	7,400	1,105.00	8,177,000	
J S P	6,900	1,818.00	12,544,200	
エフピコ	10,400	3,325.00	34,580,000	貸付有価証券 4,500株
天馬	8,400	1,680.00	14,112,000	
信越ポリマー	20,800	594.00	12,355,200	
東リ	27,000	236.00	6,372,000	
ニフコ	23,600	3,565.00	84,134,000	
日本バルカー工業	44,000	322.00	14,168,000	
ユニ・チャーム	65,000	7,006.00	455,390,000	
協和発酵キリン	127,000	1,360.00	172,720,000	
武田薬品工業	397,000	4,732.50	1,878,802,500	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
アステラス製薬	1,207,200	1,497.50	1,807,782,000	貸付有価証券 33,200株(33,200株)
大日本住友製薬	75,000	1,343.00	100,725,000	貸付有価証券 31,700株
塩野義製薬	165,500	2,391.00	395,710,500	
田辺三菱製薬	88,200	1,565.00	138,033,000	
わかもと製薬	12,000	260.00	3,120,000	
あすか製薬	12,500	1,382.00	17,275,000	
日本新薬	24,000	3,215.00	77,160,000	
ビオフェルミン製薬	1,700	2,868.00	4,875,600	
中外製薬	105,500	3,140.00	331,270,000	貸付有価証券 800株(800株)
科研製薬	37,000	2,533.00	93,721,000	
エーザイ	130,500	4,253.50	555,081,750	貸付有価証券 2,700株(2,700株)
ロート製薬	44,500	1,400.00	62,300,000	
小野薬品工業	48,100	9,250.00	444,925,000	
久光製薬	32,900	4,015.00	132,093,500	貸付有価証券 3,800株
有機合成薬品工業	7,000	260.00	1,820,000	

持田製薬	7,600	7,240.00	55,024,000	
参天製薬	38,900	5,890.00	229,121,000	
扶桑薬品工業	36,000	321.00	11,556,000	
日本ケミファ	15,000	539.00	8,085,000	
ツムラ	31,100	2,598.00	80,797,800	貸付有価証券 13,900株
日医工	24,800	1,625.00	40,300,000	
キッセイ薬品工業	19,700	2,618.00	51,574,600	
生化学工業	22,100	1,600.00	35,360,000	貸付有価証券 1,500株
栄研化学	8,200	1,789.00	14,669,800	
日水製薬	4,300	1,257.00	5,405,100	貸付有価証券 2,000株 (2,000株)
鳥居薬品	7,200	3,040.00	21,888,000	
JCRファーマ	8,200	2,456.00	20,139,200	貸付有価証券 2,700株 (2,600株)
東和薬品	5,400	4,295.00	23,193,000	貸付有価証券 1,900株 (1,900株)
富士製薬工業	3,000	1,989.00	5,967,000	貸付有価証券 400株
沢井製薬	16,800	5,880.00	98,784,000	
ゼリア新薬工業	16,700	2,409.00	40,230,300	貸付有価証券 100株
第一三共	334,200	1,850.50	618,437,100	
キョーリン製薬ホールディングス	28,300	2,289.00	64,778,700	
大幸薬品	5,000	1,913.00	9,565,000	貸付有価証券 2,200株 (2,200株)
ダイト	4,000	1,846.00	7,384,000	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
大塚ホールディングス	210,300	3,667.50	771,275,250	
大正製薬ホールディングス	25,500	7,660.00	195,330,000	
日本コークス工業	85,500	117.00	10,003,500	
昭和シェル石油	94,700	1,140.00	107,958,000	貸付有価証券 4,800株
コスモ石油	293,000	195.00	57,135,000	貸付有価証券 44,000株 (43,000株)
ニチレキ	13,000	1,027.00	13,351,000	
東燃ゼネラル石油	160,000	963.00	154,080,000	貸付有価証券 70,000株 (70,000株)
ユシロ化学工業	5,700	1,299.00	7,404,300	

ビーピー・カストロール	4,300	998.00	4,291,400	貸付有価証券 200株
富士石油	27,000	381.00	10,287,000	
MORESCO	3,300	1,816.00	5,992,800	貸付有価証券 1,400株(1,400株)
出光興産	50,300	2,339.00	117,651,700	貸付有価証券 8,400株(8,400株)
JXホールディングス	1,176,200	522.10	614,094,020	
横浜ゴム	118,000	910.00	107,380,000	
東洋ゴム工業	48,000	1,705.00	81,840,000	
ブリヂストン	332,200	3,583.50	1,190,438,700	
住友ゴム工業	82,700	1,525.00	126,117,500	
藤倉ゴム工業	6,600	896.00	5,913,600	貸付有価証券 200株
オカモト	36,000	408.00	14,688,000	
フコク	4,400	1,158.00	5,095,200	
ニッタ	10,500	2,533.00	26,596,500	
東海ゴム工業	19,600	1,009.00	19,776,400	
三ツ星ベルト	27,000	657.00	17,739,000	
バンドー化学	39,000	417.00	16,263,000	
日東紡績	78,000	442.00	34,476,000	
旭硝子	522,000	574.60	299,941,200	
日本板硝子	511,000	125.00	63,875,000	貸付有価証券 222,000株(11,000株)
石塚硝子	14,000	205.00	2,870,000	
日本山村硝子	42,000	169.00	7,098,000	
日本電気硝子	219,000	546.00	119,574,000	
オハラ	4,000	599.00	2,396,000	貸付有価証券 1,700株
住友大阪セメント	197,000	382.00	75,254,000	
太平洋セメント	622,000	441.00	274,302,000	
ダイ・シイ	10,900	566.00	6,169,400	
日本ヒューム	10,100	854.00	8,625,400	
日本コンクリート工業	20,000	686.00	13,720,000	貸付有価証券 8,000株
三谷セキサン	5,300	1,749.00	9,269,700	貸付有価証券 300株
ジャパンパイル	12,700	921.00	11,696,700	
東海カーボン	92,000	297.00	27,324,000	

日本カーボン	56,000	195.00	10,920,000	貸付有価証券 3,000株
東洋炭素	5,900	2,261.00	13,339,900	貸付有価証券 2,700株(1,000株)
ノリタケカンパニーリミ テド	60,000	276.00	16,560,000	
TOTO	156,000	1,275.00	198,900,000	
日本碍子	134,000	2,672.00	358,048,000	
日本特殊陶業	91,300	3,185.00	290,790,500	貸付有価証券 9,000株(9,000株)
ダントーホールディング ス	14,000	124.00	1,736,000	貸付有価証券 6,000株(6,000株)
MARUWA	2,700	3,610.00	9,747,000	貸付有価証券 1,100株
品川リフラクトリーズ	27,000	285.00	7,695,000	
黒崎播磨	23,000	261.00	6,003,000	
ヨータイ	6,000	371.00	2,226,000	貸付有価証券 1,000株
イソライト工業	5,200	203.00	1,055,600	貸付有価証券 100株
東京窯業	13,000	222.00	2,886,000	
ニッカトー	3,700	411.00	1,520,700	
フジミインコーポレーテ ッド	9,600	1,604.00	15,398,400	
エーアンドエーマテリア ル	22,000	121.00	2,662,000	
ニチアス	51,000	724.00	36,924,000	貸付有価証券 7,000株(7,000株)
ニチハ	12,900	1,091.00	14,073,900	
新日鐵住金	4,479,000	292.30	1,309,211,700	貸付有価証券 79,000株(79,000 株)
神戸製鋼所	1,690,000	177.00	299,130,000	貸付有価証券 4,000株(4,000株)
中山製鋼所	59,000	86.00	5,074,000	貸付有価証券 17,000株
合同製鐵	54,000	165.00	8,910,000	
ジェイ エフ イー ホ ールディングス	270,300	2,123.50	573,982,050	貸付有価証券 7,400株(7,400株)
日新製鋼	44,900	1,041.00	46,740,900	
東京製鐵	58,500	611.00	35,743,500	貸付有価証券 25,500株(1,100 株)
共英製鋼	9,900	1,921.00	19,017,900	
大和工業	21,900	3,510.00	76,869,000	

東京鐵鋼	22,000	563.00	12,386,000	
大阪製鐵	5,300	2,064.00	10,939,200	
淀川製鋼所	75,000	445.00	33,375,000	
東洋鋼鈹	25,000	574.00	14,350,000	
丸一鋼管	35,400	2,780.00	98,412,000	
モリ工業	16,000	427.00	6,832,000	
大同特殊鋼	177,000	460.00	81,420,000	貸付有価証券 71,000株(25,000 株)
日本高周波鋼業	42,000	114.00	4,788,000	貸付有価証券 15,000株
日本冶金工業	82,800	301.00	24,922,800	貸付有価証券 36,400株(1,000 株)
山陽特殊製鋼	58,000	417.00	24,186,000	貸付有価証券 13,000株(9,000 株)
愛知製鋼	56,000	405.00	22,680,000	
日立金属	94,000	1,845.00	173,430,000	貸付有価証券 6,000株
日本金属	27,000	169.00	4,563,000	貸付有価証券 10,000株(8,000 株)
大太平洋金属	74,000	421.00	31,154,000	貸付有価証券 2,000株
新日本電工	64,600	289.00	18,669,400	貸付有価証券 15,500株
栗本鐵工所	55,000	249.00	13,695,000	
虹技	15,000	266.00	3,990,000	
日本鑄鉄管	11,000	271.00	2,981,000	
三菱製鋼	64,000	238.00	15,232,000	
日亜鋼業	15,000	343.00	5,145,000	
日本精線	8,000	694.00	5,552,000	貸付有価証券 1,000株
シンニッタン	10,000	525.00	5,250,000	
新家工業	23,000	163.00	3,749,000	
大紀アルミニウム工業所	16,000	318.00	5,088,000	
日本軽金属ホールディング グス	239,800	170.00	40,766,000	
三井金属鉱業	270,000	311.00	83,970,000	
東邦亜鉛	60,000	445.00	26,700,000	
三菱マテリアル	661,000	352.00	232,672,000	
住友金属鉱山	274,000	1,741.00	477,034,000	貸付有価証券

				2,000株(2,000株)
DOWAホールディングス	117,000	901.00	105,417,000	
古河機械金属	178,000	238.00	42,364,000	貸付有価証券 22,000株
大阪チタニウムテクノロ ジーズ	11,600	2,737.00	31,749,200	貸付有価証券 5,000株
東邦チタニウム	17,900	788.00	14,105,200	貸付有価証券 7,800株
UACJ	135,000	435.00	58,725,000	貸付有価証券 52,000株
古河電気工業	333,000	229.00	76,257,000	
住友電気工業	399,200	1,560.00	622,752,000	
フジクラ	170,000	530.00	90,100,000	
昭和電線ホールディング ス	136,000	120.00	16,320,000	貸付有価証券 59,000株
東京特殊電線	15,000	199.00	2,985,000	貸付有価証券 1,000株
タツタ電線	15,400	539.00	8,300,600	貸付有価証券 6,900株(6,800株)
沖電線	11,000	380.00	4,180,000	貸付有価証券 4,000株
カナレ電気	1,700	1,663.00	2,827,100	
平河ヒューテック	2,300	1,086.00	2,497,800	
リョービ	65,000	317.00	20,605,000	
アーレスティ	9,000	779.00	7,011,000	
アサヒホールディングス	15,900	1,910.00	30,369,000	
稲葉製作所	4,500	1,366.00	6,147,000	
宮地エンジニアリンググ ループ	35,000	232.00	8,120,000	貸付有価証券 15,000株
トーカロ	6,500	2,127.00	13,825,500	貸付有価証券 2,300株
アルファC o	3,500	1,064.00	3,724,000	
SUMCO	72,900	983.00	71,660,700	貸付有価証券 32,000株
川田テクノロジーズ	2,200	5,530.00	12,166,000	貸付有価証券 900株
東洋製罐グループホール ディングス	75,300	1,392.00	104,817,600	
ホッカンホールディング ス	25,000	292.00	7,300,000	
コロナ	5,500	1,229.00	6,759,500	
横河ブリッジホールディ ングス	20,000	1,567.00	31,340,000	貸付有価証券 3,000株

OSJBホールディングス	23,100	154.00	3,557,400	貸付有価証券 10,100株
駒井ハルテック	20,000	327.00	6,540,000	
高田機工	9,000	230.00	2,070,000	貸付有価証券 3,000株 (3,000株)
三和ホールディングス	86,000	758.00	65,188,000	
文化シャッター	25,000	899.00	22,475,000	
三協立山	12,900	1,989.00	25,658,100	
東洋シャッター	2,800	766.00	2,144,800	
LIXILグループ	147,600	2,297.00	339,037,200	
日本ファイルコン	7,700	469.00	3,611,300	
ノーリツ	20,800	1,821.00	37,876,800	
長府製作所	11,300	2,799.00	31,628,700	
リンナイ	16,400	9,280.00	152,192,000	
ダイニチ工業	5,400	778.00	4,201,200	貸付有価証券 800株
日東精工	15,000	380.00	5,700,000	
三洋工業	13,000	219.00	2,847,000	
岡部	20,800	1,174.00	24,419,200	
中国工業	1,600	801.00	1,281,600	貸付有価証券 700株
東ブレ	20,400	1,538.00	31,375,200	貸付有価証券 6,000株 (6,000株)
高周波熱錬	15,500	792.00	12,276,000	
東京製綱	72,000	178.00	12,816,000	貸付有価証券 5,000株 (5,000株)
サンコール	7,000	631.00	4,417,000	貸付有価証券 3,000株 (3,000株)
モリテック スチール	5,300	326.00	1,727,800	
パイオラックス	4,900	5,030.00	24,647,000	
日本発條	84,400	1,013.00	85,497,200	貸付有価証券 12,000株 (12,000株)
中央発條	14,000	312.00	4,368,000	
アドバネクス	21,000	170.00	3,570,000	
三益半導体工業	8,900	945.00	8,410,500	
日本ドライケミカル	1,000	2,323.00	2,323,000	
日本製鋼所	152,000	435.00	66,120,000	貸付有価証券 46,000株 (8,000株)
三浦工業	15,700	3,945.00	61,936,500	貸付有価証券 5,200株 (5,200株)

タクマ	33,000	683.00	22,539,000	
ツガミ	33,000	574.00	18,942,000	貸付有価証券 14,000株
オークマ	69,000	845.00	58,305,000	
東芝機械	58,000	470.00	27,260,000	
アマダ	157,900	1,006.00	158,847,400	貸付有価証券 2,000株 (2,000株)
アイダエンジニアリング	23,100	994.00	22,961,400	貸付有価証券 400株 (400株)
滝澤鉄工所	35,000	233.00	8,155,000	
富士機械製造	32,300	995.00	32,138,500	
牧野フライス製作所	53,000	788.00	41,764,000	
オーエスジー	48,200	1,826.00	88,013,200	
ダイジェット工業	12,000	277.00	3,324,000	
旭ダイヤモンド工業	27,200	1,513.00	41,153,600	
DMG森精機	62,700	1,324.00	83,014,800	
ディスコ	11,800	6,850.00	80,830,000	
日東工器	6,200	2,096.00	12,995,200	
パンチ工業	1,600	1,300.00	2,080,000	
豊和工業	5,900	777.00	4,584,300	
大阪機工	41,000	158.00	6,478,000	貸付有価証券 17,000株
東洋機械金属	7,800	511.00	3,985,800	貸付有価証券 3,400株 (3,400株)
津田駒工業	26,000	167.00	4,342,000	貸付有価証券 11,000株
エンシュウ	26,000	132.00	3,432,000	貸付有価証券 11,000株 (3,000株)
島精機製作所	13,800	1,750.00	24,150,000	貸付有価証券 700株
日阪製作所	13,400	955.00	12,797,000	
やまびこ	4,200	3,815.00	16,023,000	貸付有価証券 500株
ペガサスミシン製造	9,700	637.00	6,178,900	
ナブテスコ	48,400	2,480.00	120,032,000	貸付有価証券 16,700株 (16,700株)
三井海洋開発	10,600	2,884.00	30,570,400	貸付有価証券 4,300株
レオン自動機	10,000	463.00	4,630,000	
SMC	30,300	28,280.00	856,884,000	

新川	8,800	515.00	4,532,000	貸付有価証券 4,100株(4,100株)
ホソカワミクロン	18,000	636.00	11,448,000	
ユニオンツール	5,200	2,783.00	14,471,600	
オイレス工業	10,000	2,621.00	26,210,000	貸付有価証券 700株
日精エー・エス・ビー機 械	3,400	1,698.00	5,773,200	貸付有価証券 1,200株
サトーホールディングス	11,900	2,880.00	34,272,000	貸付有価証券 4,800株(4,800株)
日本エアータック	3,100	507.00	1,571,700	貸付有価証券 100株
日精樹脂工業	7,700	722.00	5,559,400	
ワイエイシイ	4,300	645.00	2,773,500	
小松製作所	494,300	2,440.00	1,206,092,000	
住友重機械工業	290,000	557.00	161,530,000	
日立建機	54,100	2,111.00	114,205,100	貸付有価証券 3,700株
日工	16,000	483.00	7,728,000	
巴工業	4,000	1,752.00	7,008,000	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
井関農機	108,000	288.00	31,104,000	貸付有価証券 22,000株(22,000 株)
TOWA	8,600	692.00	5,951,200	貸付有価証券 1,900株(700株)
丸山製作所	24,000	272.00	6,528,000	
北川鉄工所	49,000	190.00	9,310,000	貸付有価証券 14,000株
クボタ	550,000	1,536.00	844,800,000	
荏原実業	3,200	1,394.00	4,460,800	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
三菱化工機	35,000	503.00	17,605,000	貸付有価証券 15,000株
月島機械	17,200	1,163.00	20,003,600	
帝国電機製作所	3,800	2,608.00	9,910,400	
東京機械製作所	37,000	88.00	3,256,000	貸付有価証券 5,000株
新東工業	24,900	717.00	17,853,300	
澁谷工業	8,800	3,020.00	26,576,000	貸付有価証券 2,900株
アイチコーポレーショ ン	15,000	507.00	7,605,000	
小森コーポレーション	25,800	1,201.00	30,985,800	

鶴見製作所	7,900	1,780.00	14,062,000	
住友精密工業	17,000	434.00	7,378,000	貸付有価証券 7,000株(1,000株)
酒井重工業	20,000	308.00	6,160,000	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
荏原製作所	234,000	633.00	148,122,000	貸付有価証券 31,000株
石井鐵工所	15,000	257.00	3,855,000	貸付有価証券 6,000株
西島製作所	11,300	924.00	10,441,200	貸付有価証券 5,000株
北越工業	8,000	977.00	7,816,000	
ダイキン工業	138,200	7,129.00	985,227,800	
オルガノ	16,000	499.00	7,984,000	
トーヨーカネツ	57,000	262.00	14,934,000	
栗田工業	63,700	2,416.00	153,899,200	貸付有価証券 2,700株(2,700株)
椿本チエイン	54,000	889.00	48,006,000	
大同工業	21,000	286.00	6,006,000	
日本コンベヤ	33,000	264.00	8,712,000	貸付有価証券 14,000株
木村化工機	9,700	493.00	4,782,100	貸付有価証券 4,200株
アネスト岩田	17,200	754.00	12,968,800	
ダイフク	42,900	1,203.00	51,608,700	
サムコ	1,300	1,045.00	1,358,500	貸付有価証券 500株
加藤製作所	24,000	796.00	19,104,000	
油研工業	20,000	262.00	5,240,000	
タダノ	45,000	1,909.00	85,905,000	
フジテック	29,500	1,218.00	35,931,000	貸付有価証券 13,000株
CKD	28,400	984.00	27,945,600	
キトー	5,900	2,435.00	14,366,500	貸付有価証券 100株
平和	22,000	2,196.00	48,312,000	
理想科学工業	7,800	3,545.00	27,651,000	
SANKYO	30,700	3,920.00	120,344,000	
日本金銭機械	9,300	2,042.00	18,990,600	貸付有価証券 4,100株(900株)
マースエンジニアリング	5,700	2,081.00	11,861,700	
福島工業	5,500	2,058.00	11,319,000	貸付有価証券 1,700株(1,700株)

オーイズミ	3,500	1,090.00	3,815,000	貸付有価証券 1,500株
ダイコク電機	4,200	2,042.00	8,576,400	
アマノ	28,900	1,158.00	33,466,200	
JUKI	72,000	331.00	23,832,000	貸付有価証券 28,000株
サンデン	57,000	657.00	37,449,000	
蛇の目ミシン工業	98,000	146.00	14,308,000	貸付有価証券 42,000株
マックス	16,000	1,239.00	19,824,000	貸付有価証券 1,000株
グローリー	30,200	3,030.00	91,506,000	
新晃工業	7,100	994.00	7,057,400	貸付有価証券 3,000株(400株)
大和冷機工業	15,000	801.00	12,015,000	
セガサミーホールディングス	108,800	1,647.00	179,193,600	
日本ピストンリング	39,000	242.00	9,438,000	
リケン	40,000	463.00	18,520,000	貸付有価証券 4,000株
T P R	11,300	2,619.00	29,594,700	貸付有価証券 100株
ホシザキ電機	22,200	5,180.00	114,996,000	
大豊工業	7,200	1,157.00	8,330,400	
日本精工	225,000	1,429.00	321,525,000	貸付有価証券 16,000株(6,000株)
N T N	234,000	462.00	108,108,000	貸付有価証券 6,000株(6,000株)
ジェイテクト	107,500	1,650.00	177,375,000	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
不二越	94,000	739.00	69,466,000	
日本トムソン	32,000	532.00	17,024,000	
T H K	63,100	2,604.00	164,312,400	貸付有価証券 2,900株
ユースン精機	4,500	2,284.00	10,278,000	貸付有価証券 900株(900株)
前澤給装工業	3,800	1,303.00	4,951,400	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
イーグル工業	12,500	2,093.00	26,162,500	
前澤工業	7,400	351.00	2,597,400	
日本ピラー工業	11,000	850.00	9,350,000	
キッツ	45,400	557.00	25,287,800	
日立工機	27,100	944.00	25,582,400	貸付有価証券

				1,700株
マキタ	66,000	6,060.00	399,960,000	
日立造船	79,500	590.00	46,905,000	貸付有価証券 9,900株
三菱重工業	1,802,000	662.00	1,192,924,000	
I H I	729,000	503.00	366,687,000	
イビデン	61,600	2,085.00	128,436,000	
コニカミノルタ	267,300	1,190.00	318,087,000	
ブラザー工業	130,800	2,080.00	272,064,000	
ミネベア	138,000	1,356.00	187,128,000	
日立製作所	2,436,000	806.80	1,965,364,800	
東芝	1,997,000	472.30	943,183,100	貸付有価証券 24,000株 (24,000 株)
三菱電機	1,012,000	1,371.00	1,387,452,000	
富士電機	281,000	531.00	149,211,000	
東洋電機製造	21,000	466.00	9,786,000	貸付有価証券 9,000株
安川電機	111,000	1,402.00	155,622,000	貸付有価証券 2,900株 (2,900株)
シンフォニアテクノロジー	61,000	167.00	10,187,000	
明電舎	93,000	427.00	39,711,000	
オリジン電気	15,000	394.00	5,910,000	
山洋電気	20,000	889.00	17,780,000	
デンヨー	10,000	1,535.00	15,350,000	貸付有価証券 400株
東芝テック	63,000	663.00	41,769,000	
芝浦メカトロニクス	18,000	367.00	6,606,000	貸付有価証券 7,000株
マブチモーター	15,500	9,200.00	142,600,000	貸付有価証券 700株 (700株)
日本電産	109,400	6,875.00	752,125,000	貸付有価証券 10,900株
東光高岳	5,600	1,485.00	8,316,000	貸付有価証券 2,400株 (100株)
ダイヘン	60,000	430.00	25,800,000	
ヤーマン	1,300	1,333.00	1,732,900	貸付有価証券 500株 (400株)
JVCケンウッド	69,900	298.00	20,830,200	貸付有価証券 29,700株 (1,500 株)
第一精工	3,700	1,970.00	7,289,000	貸付有価証券 1,600株 (400株)

日新電機	20,000	626.00	12,520,000	
大崎電気工業	16,000	616.00	9,856,000	貸付有価証券 7,000株
オムロン	114,200	4,725.00	539,595,000	
日東工業	14,900	2,173.00	32,377,700	
I D E C	13,200	913.00	12,051,600	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	195,000	665.00	129,675,000	
サクサホールディングス	26,000	172.00	4,472,000	
メルコホールディングス	4,900	2,114.00	10,358,600	貸付有価証券 2,000株
テクノメディカ	2,300	2,103.00	4,836,900	
日本電気	1,391,000	372.00	517,452,000	貸付有価証券 24,000株 (24,000 株)
富士通	976,000	708.70	691,691,200	貸付有価証券 8,000株 (8,000株)
沖電気工業	431,000	233.00	100,423,000	
岩崎通信機	48,000	97.00	4,656,000	
電気興業	29,000	630.00	18,270,000	
サンケン電気	55,000	944.00	51,920,000	
ナカヨ	10,000	397.00	3,970,000	
アイホン	5,800	1,956.00	11,344,800	貸付有価証券 2,700株 (2,700株)
ルネサスエレクトロニクス	52,400	958.00	50,199,200	貸付有価証券 23,600株 (300株)
セイコーエプソン	69,100	5,590.00	386,269,000	
ワコム	79,700	491.00	39,132,700	貸付有価証券 35,800株
アルバック	18,600	1,439.00	26,765,400	
アクセル	5,100	1,753.00	8,940,300	貸付有価証券 400株 (100株)
E I Z O	9,300	2,632.00	24,477,600	貸付有価証券 4,000株 (4,000株)
ジャパンディスプレイ	170,100	590.00	100,359,000	
日本信号	27,900	1,068.00	29,797,200	
京三製作所	24,000	371.00	8,904,000	
能美防災	13,000	1,776.00	23,088,000	
ホーチキ	7,000	854.00	5,978,000	
エレコム	3,700	2,393.00	8,854,100	
日本無線	26,000	398.00	10,348,000	貸付有価証券 5,000株

パナソニック	1,156,200	1,298.00	1,500,747,600	
シャープ	730,000	328.00	239,440,000	貸付有価証券 322,000株
アンリツ	58,800	886.00	52,096,800	
富士通ゼネラル	24,000	1,383.00	33,192,000	
日立国際電気	20,000	1,588.00	31,760,000	
ソニー	560,100	2,017.50	1,130,001,750	
TDK	61,100	5,460.00	333,606,000	
帝国通信工業	24,000	185.00	4,440,000	
ミツミ電機	38,500	885.00	34,072,500	貸付有価証券 400株
タムラ製作所	39,000	450.00	17,550,000	
アルプス電気	74,200	1,636.00	121,391,200	貸付有価証券 900株(900株)
池上通信機	32,000	130.00	4,160,000	貸付有価証券 13,000株(2,000株)
パイオニア	140,400	331.00	46,472,400	貸付有価証券 18,100株(1,600株)
日本電波工業	9,100	952.00	8,663,200	貸付有価証券 3,900株(3,700株)
鈴木	1,200	928.00	1,113,600	
日本トリム	2,200	3,200.00	7,040,000	貸付有価証券 900株(300株)
ローランド ディー. ジー.	4,500	4,785.00	21,532,500	
フォスター電機	10,300	1,536.00	15,820,800	
クラリオン	62,000	453.00	28,086,000	貸付有価証券 27,000株
SMK	30,000	541.00	16,230,000	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
ヨコオ	8,500	532.00	4,522,000	
東光	24,000	322.00	7,728,000	
ティアック	55,000	64.00	3,520,000	貸付有価証券 24,000株
ホシデン	29,700	609.00	18,087,300	貸付有価証券 9,500株
ヒロセ電機	17,600	13,800.00	242,880,000	貸付有価証券 7,600株(1,600株)
日本航空電子工業	26,000	2,419.00	62,894,000	
TOA	10,900	1,100.00	11,990,000	
日立マクセル	17,600	1,783.00	31,380,800	貸付有価証券 3,800株

古野電気	13,000	1,024.00	13,312,000	
ユニデン	32,000	257.00	8,224,000	
アルパイン	21,900	1,718.00	37,624,200	
スミダコーポレーション	9,000	726.00	6,534,000	
アイコム	5,600	2,447.00	13,703,200	
リオン	2,900	1,301.00	3,772,900	貸付有価証券 1,200株(1,100株)
船井電機	10,200	1,303.00	13,290,600	貸付有価証券 4,100株(4,100株)
横河電機	109,700	1,376.00	150,947,200	
新電元工業	32,000	693.00	22,176,000	
アズビル	30,700	2,704.00	83,012,800	
東亜ディーケーケー	3,700	619.00	2,290,300	
日本光電工業	21,600	5,760.00	124,416,000	
チノー	3,600	1,262.00	4,543,200	貸付有価証券 1,300株
共和電業	12,000	507.00	6,084,000	貸付有価証券 5,000株
日本電子材料	4,300	592.00	2,545,600	
堀場製作所	18,700	4,005.00	74,893,500	
アドバンテスト	69,000	1,248.00	86,112,000	貸付有価証券 15,300株(9,600株)
小野測器	5,100	956.00	4,875,600	
エスペック	10,500	958.00	10,059,000	
パナソニック デバイス SUNX	8,900	547.00	4,868,300	
キーエンス	22,900	45,255.00	1,036,339,500	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
日置電機	5,300	1,708.00	9,052,400	貸付有価証券 900株(900株)
シスメックス	84,800	4,050.00	343,440,000	貸付有価証券 2,700株(2,700株)
メガチップス	9,100	1,433.00	13,040,300	
OBARA GROUP	6,600	3,470.00	22,902,000	貸付有価証券 600株
日本電産コパル電子	10,400	950.00	9,880,000	
澤藤電機	6,000	252.00	1,512,000	貸付有価証券 2,000株
コーセル	14,700	1,347.00	19,800,900	
新日本無線	7,000	440.00	3,080,000	貸付有価証券 1,000株

オブテックス	6,900	2,072.00	14,296,800	
千代田インテグレ	4,400	1,481.00	6,516,400	
レーザーテック	10,400	1,267.00	13,176,800	貸付有価証券 4,500株(4,400株)
スタンレー電気	72,900	2,399.00	174,887,100	
岩崎電気	37,000	245.00	9,065,000	
ウシオ電機	61,400	1,186.00	72,820,400	
岡谷電機産業	5,400	387.00	2,089,800	貸付有価証券 2,300株(2,300株)
ヘリオス テクノ ホールディング	8,600	347.00	2,984,200	
日本セラミック	5,800	1,611.00	9,343,800	貸付有価証券 2,500株(2,500株)
遠藤照明	5,600	1,375.00	7,700,000	貸付有価証券 2,500株
日本デジタル研究所	7,500	1,997.00	14,977,500	
古河電池	7,000	1,176.00	8,232,000	貸付有価証券 3,000株(3,000株)
双信電機	4,900	400.00	1,960,000	
山一電機	11,000	925.00	10,175,000	貸付有価証券 400株
図研	6,600	1,069.00	7,055,400	貸付有価証券 600株
日本電子	39,000	473.00	18,447,000	貸付有価証券 15,000株
カシオ計算機	101,400	1,759.00	178,362,600	貸付有価証券 47,100株
ファナック	112,900	18,660.00	2,106,714,000	
日本シイエムケイ	23,800	282.00	6,711,600	貸付有価証券 300株(300株)
エンプラス	3,400	5,290.00	17,986,000	
大真空	18,000	383.00	6,894,000	
ローム	53,500	6,740.00	360,590,000	
浜松ホトニクス	42,100	5,210.00	219,341,000	貸付有価証券 400株
三井ハイテック	13,300	708.00	9,416,400	
新光電気工業	34,000	810.00	27,540,000	
京セラ	178,000	4,961.50	883,147,000	貸付有価証券 400株(400株)
太陽誘電	49,200	1,084.00	53,332,800	貸付有価証券 200株(200株)
村田製作所	106,200	10,515.00	1,116,693,000	貸付有価証券 1,700株(1,700株)
ユーシン	14,100	633.00	8,925,300	貸付有価証券

				6,200株 (2,600株)
双葉電子工業	18,700	1,715.00	32,070,500	
北陸電気工業	41,000	173.00	7,093,000	貸付有価証券 18,000株 (17,000株)
ニチコン	31,900	775.00	24,722,500	
日本ケミコン	71,000	319.00	22,649,000	貸付有価証券 4,000株 (4,000株)
KOA	12,700	1,063.00	13,500,100	
市光工業	24,000	247.00	5,928,000	貸付有価証券 4,000株
小糸製作所	55,600	2,830.00	157,348,000	
ミツバ	18,600	1,766.00	32,847,600	
スター精密	19,200	1,506.00	28,915,200	貸付有価証券 8,300株 (8,300株)
大日本スクリーン製造	96,000	560.00	53,760,000	
キャノン電子	9,300	1,972.00	18,339,600	貸付有価証券 1,400株
キャノン	586,800	3,471.00	2,036,782,800	
リコー	304,300	1,188.00	361,508,400	
MUTOHホールディングス	14,000	527.00	7,378,000	
東京エレクトロン	90,800	7,311.00	663,838,800	貸付有価証券 200株 (200株)
トヨタ紡織	35,400	1,191.00	42,161,400	貸付有価証券 15,700株 (100株)
鬼怒川ゴム工業	19,000	473.00	8,987,000	貸付有価証券 8,000株
ユニプレス	16,400	2,085.00	34,194,000	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
豊田自動織機	92,100	5,140.00	473,394,000	
モリタホールディングス	18,000	1,007.00	18,126,000	
三櫻工業	12,800	739.00	9,459,200	
デンソー	250,000	4,747.00	1,186,750,000	
東海理化電機製作所	26,700	2,140.00	57,138,000	
三井造船	392,000	227.00	88,984,000	
佐世保重工業	71,000	136.00	9,656,000	貸付有価証券 24,000株 (24,000株)
川崎重工業	788,000	391.00	308,108,000	
名村造船所	19,800	1,077.00	21,324,600	貸付有価証券 8,600株 (1,300株)
サノヤスホールディングス	12,300	220.00	2,706,000	貸付有価証券 100株

日本車輛製造	37,000	405.00	14,985,000	貸付有価証券 14,000株(8,000株)
ニチユ三菱フォークリフト	11,700	779.00	9,114,300	
近畿車輛	17,000	344.00	5,848,000	
日産自動車	1,420,500	1,030.50	1,463,825,250	貸付有価証券 23,200株(9,600株)
いすゞ自動車	587,000	741.20	435,084,400	
トヨタ自動車	1,396,200	6,107.00	8,526,593,400	貸付有価証券 13,300株(13,300株)
日野自動車	126,400	1,490.00	188,336,000	
三菱自動車工業	362,100	1,219.00	441,399,900	貸付有価証券 22,600株(22,600株)
エフテック	4,200	1,227.00	5,153,400	貸付有価証券 100株(100株)
レシップホールディングス	3,300	905.00	2,986,500	貸付有価証券 500株(100株)
GMB	1,300	1,351.00	1,756,300	
武蔵精密工業	10,800	2,395.00	25,866,000	貸付有価証券 4,700株(4,700株)
日産車体	49,400	1,733.00	85,610,200	
新明和工業	41,000	980.00	40,180,000	
極東開発工業	17,500	1,507.00	26,372,500	
日信工業	20,600	1,896.00	39,057,600	貸付有価証券 8,900株
トビー工業	83,000	212.00	17,596,000	
ティラド	39,000	280.00	10,920,000	
曙ブレーキ工業	47,000	482.00	22,654,000	貸付有価証券 20,600株
タチエス	14,900	1,610.00	23,989,000	貸付有価証券 3,200株(500株)
NOK	49,000	2,312.00	113,288,000	貸付有価証券 8,200株
フタバ産業	30,800	592.00	18,233,600	
カヤバ工業	95,000	508.00	48,260,000	
シロキ工業	22,000	220.00	4,840,000	
大同メタル工業	14,000	1,275.00	17,850,000	
プレス工業	39,000	437.00	17,043,000	
カルソニックカンセイ	69,000	594.00	40,986,000	
太平洋工業	20,600	787.00	16,212,200	

ケーヒン	23,200	1,485.00	34,452,000	貸付有価証券 1,700株
河西工業	13,700	1,063.00	14,563,100	
アイシン精機	92,600	3,910.00	362,066,000	貸付有価証券 2,700株 (2,700株)
富士機工	12,000	572.00	6,864,000	
マツダ	301,600	2,529.00	762,746,400	貸付有価証券 3,100株 (3,100株)
ダイハツ工業	107,400	1,788.00	192,031,200	貸付有価証券 27,500株 (12,300 株)
今仙電機製作所	7,700	1,940.00	14,938,000	貸付有価証券 3,300株 (3,300株)
本田技研工業	910,700	3,553.00	3,235,717,100	
スズキ	211,600	3,477.50	735,839,000	貸付有価証券 700株 (700株)
富士重工業	344,400	3,041.50	1,047,492,600	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
安永	3,400	637.00	2,165,800	貸付有価証券 1,400株
ヤマハ発動機	153,900	1,983.00	305,183,700	貸付有価証券 4,400株 (4,400株)
ショーワ	23,900	1,225.00	29,277,500	
T B K	11,000	613.00	6,743,000	
エクセディ	12,200	2,849.00	34,757,800	
豊田合成	32,700	2,053.00	67,133,100	
愛三工業	13,500	844.00	11,394,000	
ヨロズ	8,500	1,796.00	15,266,000	貸付有価証券 800株 (800株)
エフ・シー・シー	16,500	1,824.00	30,096,000	貸付有価証券 7,200株
シマノ	43,700	12,340.00	539,258,000	
タカタ	18,300	2,384.00	43,627,200	
テイ・エス テック	21,400	2,856.00	61,118,400	
テルモ	155,100	2,560.00	397,056,000	
クリエートメディック	3,300	1,017.00	3,356,100	
日機装	32,800	1,250.00	41,000,000	貸付有価証券 10,500株 (10,500 株)
島津製作所	130,000	915.00	118,950,000	
JMS	19,000	298.00	5,662,000	
クボテック	2,600	278.00	722,800	貸付有価証券 800株 (800株)

ショットモリテックス	2,200	305.00	671,000	貸付有価証券 900株
長野計器	6,500	692.00	4,498,000	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
ブイ・テクノロジー	2,100	2,841.00	5,966,100	貸付有価証券 900株 (100株)
東京計器	35,000	285.00	9,975,000	貸付有価証券 5,000株
愛知時計電機	13,000	324.00	4,212,000	
オーバル	7,400	348.00	2,575,200	貸付有価証券 3,200株 (3,200株)
東京精密	18,200	1,877.00	34,161,400	
マニー	2,800	5,790.00	16,212,000	貸付有価証券 500株 (500株)
ニコン	189,000	1,538.00	290,682,000	貸付有価証券 17,200株
トプコン	27,200	2,473.00	67,265,600	貸付有価証券 400株
オリンパス	150,700	3,900.00	587,730,000	
理研計器	8,900	1,099.00	9,781,100	
タムロン	7,800	2,168.00	16,910,400	貸付有価証券 3,400株
HOYA	246,100	3,428.50	843,753,850	
ノーリツ鋼機	9,100	651.00	5,924,100	貸付有価証券 300株
エー・アンド・デイ	9,200	527.00	4,848,400	
シチズンホールディングス	124,600	735.00	91,581,000	
リズム時計工業	46,000	166.00	7,636,000	
大研医器	3,500	2,109.00	7,381,500	貸付有価証券 800株 (100株)
松風	4,900	1,150.00	5,635,000	貸付有価証券 2,300株
セイコーホールディングス	65,000	463.00	30,095,000	
ニプロ	53,900	912.00	49,156,800	貸付有価証券 24,500株
パラマウントベッドホールディングス	9,700	3,095.00	30,021,500	
SHO-BI	3,400	434.00	1,475,600	貸付有価証券 500株
前田工織	10,000	1,416.00	14,160,000	貸付有価証券 4,400株
永大産業	13,000	475.00	6,175,000	
アートネイチャー	3,200	2,993.00	9,577,600	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)

ダンロップスポーツ	6,400	1,248.00	7,987,200	
バンダイナムコホールディングス	111,600	2,793.00	311,698,800	
共立印刷	18,300	304.00	5,563,200	
フランスベッドホールディングス	63,000	192.00	12,096,000	貸付有価証券 8,000株(8,000株)
パイロットコーポレーション	8,800	5,870.00	51,656,000	
萩原工業	2,100	1,587.00	3,332,700	
トッパン・フォームズ	18,100	1,042.00	18,860,200	
フジシールインターナショナル	12,300	3,550.00	43,665,000	
タカラトミー	33,300	603.00	20,079,900	貸付有価証券 14,600株
廣濟堂	9,400	442.00	4,154,800	貸付有価証券 2,400株(2,400株)
アーク	30,000	174.00	5,220,000	貸付有価証券 13,100株(10,800株)
タカノ	4,400	633.00	2,785,200	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
プロネクサス	10,300	774.00	7,972,200	
ホクシン	7,100	149.00	1,057,900	
ウッドワン	17,000	293.00	4,981,000	
大建工業	41,000	285.00	11,685,000	
凸版印刷	286,000	766.00	219,076,000	貸付有価証券 6,000株(6,000株)
大日本印刷	308,000	1,085.00	334,180,000	貸付有価証券 140,000株(140,000株)
図書印刷	16,000	585.00	9,360,000	貸付有価証券 7,000株(7,000株)
共同印刷	31,000	385.00	11,935,000	
日本写真印刷	17,000	1,392.00	23,664,000	貸付有価証券 7,200株(300株)
光村印刷	10,000	261.00	2,610,000	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
宝印刷	5,700	802.00	4,571,400	貸付有価証券 2,500株(2,500株)
アシックス	100,500	2,060.00	207,030,000	貸付有価証券 35,600株(13,400株)
ツツミ	5,000	2,616.00	13,080,000	
ローランド	3,000	1,881.00	5,643,000	貸付有価証券 1,300株
小松ウオール工業	3,400	2,547.00	8,659,800	

ヤマハ	74,400	1,478.00	109,963,200	
河合楽器製作所	35,000	205.00	7,175,000	
クリナップ	10,300	938.00	9,661,400	
ピジョン	16,600	6,060.00	100,596,000	貸付有価証券 2,500株(2,500株)
兼松日産農林	16,000	154.00	2,464,000	貸付有価証券 7,000株
キングジム	8,400	774.00	6,501,600	貸付有価証券 3,500株
リンテック	24,100	2,320.00	55,912,000	
TASAKI	1,900	1,289.00	2,449,100	貸付有価証券 800株
イトーキ	21,300	691.00	14,718,300	貸付有価証券 6,600株(100株)
任天堂	62,300	11,775.00	733,582,500	
三菱鉛筆	8,300	3,300.00	27,390,000	
タカラスタンダード	42,000	920.00	38,640,000	
コクヨ	52,600	844.00	44,394,400	貸付有価証券 9,300株(9,300株)
ナカバヤシ	21,000	207.00	4,347,000	
グローブライド	53,000	148.00	7,844,000	貸付有価証券 4,000株
岡村製作所	38,800	848.00	32,902,400	
美津濃	50,000	589.00	29,450,000	貸付有価証券 17,000株
アデランス	12,600	1,471.00	18,534,600	
東京電力	858,500	381.00	327,088,500	
中部電力	333,500	1,224.00	408,204,000	
関西電力	413,000	1,001.00	413,413,000	貸付有価証券 10,800株
中国電力	139,900	1,393.00	194,880,700	
北陸電力	99,100	1,409.00	139,631,900	
東北電力	252,800	1,208.00	305,382,400	
四国電力	91,100	1,328.00	120,980,800	貸付有価証券 34,800株
九州電力	223,500	1,061.00	237,133,500	貸付有価証券 60,500株(60,500株)
北海道電力	94,700	918.00	86,934,600	貸付有価証券 17,800株
沖縄電力	6,600	3,390.00	22,374,000	
電源開発	62,800	3,530.00	221,684,000	

東京瓦斯	1,153,000	617.40	711,862,200	貸付有価証券 9,000株(9,000株)
大阪瓦斯	1,047,000	442.90	463,716,300	
東邦瓦斯	257,000	614.00	157,798,000	
北海道瓦斯	20,000	297.00	5,940,000	貸付有価証券 8,000株
西部瓦斯	114,000	268.00	30,552,000	貸付有価証券 2,000株
静岡瓦斯	28,700	709.00	20,348,300	
SBSホールディングス	7,500	825.00	6,187,500	
東武鉄道	575,000	550.00	316,250,000	
相鉄ホールディングス	173,000	412.00	71,276,000	
東京急行電鉄	596,000	734.00	437,464,000	
京浜急行電鉄	260,000	912.00	237,120,000	
小田急電鉄	324,000	1,029.00	333,396,000	
京王電鉄	283,000	803.00	227,249,000	貸付有価証券 5,000株(5,000株)
京成電鉄	152,000	1,070.00	162,640,000	貸付有価証券 5,000株(5,000株)
富士急行	28,000	1,167.00	32,676,000	貸付有価証券 12,000株
新京成電鉄	13,000	382.00	4,966,000	
東日本旅客鉄道	185,500	8,100.00	1,502,550,000	
西日本旅客鉄道	91,300	4,896.00	447,004,800	
東海旅客鉄道	90,600	14,605.00	1,323,213,000	
西武ホールディングス	80,600	2,212.00	178,287,200	貸付有価証券 35,400株(100株)
鴻池運輸	7,200	2,147.00	15,458,400	
西日本鉄道	131,000	416.00	54,496,000	貸付有価証券 44,000株(44,000株)
ハマキョウレックス	2,900	3,660.00	10,614,000	
サカイ引越センター	1,700	4,015.00	6,825,500	貸付有価証券 200株(200株)
近畿日本鉄道	1,018,000	369.00	375,642,000	貸付有価証券 217,000株(217,000株)
阪急阪神ホールディングス	679,000	623.00	423,017,000	
南海電気鉄道	211,000	519.00	109,509,000	
京阪電気鉄道	213,000	469.00	99,897,000	
神戸電鉄	25,000	385.00	9,625,000	貸付有価証券 4,000株(4,000株)

名糖運輸	4,100	682.00	2,796,200	
名古屋鉄道	360,000	447.00	160,920,000	貸付有価証券 144,000株(45,000株)
山陽電気鉄道	37,000	466.00	17,242,000	
日本通運	401,000	475.00	190,475,000	
ヤマトホールディングス	185,700	2,048.00	380,313,600	
山九	123,000	565.00	69,495,000	
丸運	6,400	253.00	1,619,200	貸付有価証券 300株
丸全昭和運輸	34,000	342.00	11,628,000	貸付有価証券 14,000株(14,000株)
センコー	41,000	494.00	20,254,000	
トナミホールディングス	21,000	239.00	5,019,000	
日本梱包運輸倉庫	30,900	1,828.00	56,485,200	
日本石油輸送	11,000	233.00	2,563,000	
福山通運	61,000	569.00	34,709,000	貸付有価証券 26,000株(26,000株)
セイノーホールディングス	72,000	927.00	66,744,000	
神奈川中央交通	12,000	516.00	6,192,000	貸付有価証券 5,000株(5,000株)
日立物流	21,100	1,505.00	31,755,500	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
日本郵船	855,000	301.00	257,355,000	
商船三井	569,000	377.00	214,513,000	
川崎汽船	443,000	257.00	113,851,000	
N Sユナイテッド海運	44,000	264.00	11,616,000	貸付有価証券 5,000株
乾汽船	12,000	329.00	3,948,000	貸付有価証券 4,100株
明治海運	9,000	372.00	3,348,000	貸付有価証券 3,000株(3,000株)
飯野海運	41,900	668.00	27,989,200	
共栄タンカー	8,000	214.00	1,712,000	貸付有価証券 3,000株
第一中央汽船	75,000	91.00	6,825,000	貸付有価証券 33,000株
日本航空	85,500	5,870.00	501,885,000	
A N Aホールディングス	1,989,000	258.00	513,162,000	貸付有価証券 38,000株(38,000株)

パスコ	9,000	441.00	3,969,000	貸付有価証券 4,000株
トランコム	2,900	4,320.00	12,528,000	貸付有価証券 400株
日新	38,000	286.00	10,868,000	
三菱倉庫	66,000	1,610.00	106,260,000	
三井倉庫	51,000	421.00	21,471,000	
住友倉庫	68,000	567.00	38,556,000	
澁澤倉庫	24,000	355.00	8,520,000	
東陽倉庫	17,000	272.00	4,624,000	
日本トランスシティ	21,000	378.00	7,938,000	
ケイヒン	18,000	176.00	3,168,000	
中央倉庫	5,800	888.00	5,150,400	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
安田倉庫	7,900	1,019.00	8,050,100	貸付有価証券 3,400株
東洋埠頭	29,000	228.00	6,612,000	
宇徳	8,200	522.00	4,280,400	
上組	121,000	1,002.00	121,242,000	
サンリツ	2,500	532.00	1,330,000	
キムラユニティー	2,300	974.00	2,240,200	
キューソー流通システム	2,800	1,170.00	3,276,000	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
郵船ロジスティクス	9,300	1,139.00	10,592,700	
近鉄エクスプレス	9,000	4,115.00	37,035,000	
東海運	5,500	271.00	1,490,500	
エーアイティー	3,700	795.00	2,941,500	貸付有価証券 1,600株 (400株)
NEC ネットエスアイ	10,900	2,379.00	25,931,100	
システナ	9,700	810.00	7,857,000	
デジタルアーツ	3,600	1,003.00	3,610,800	貸付有価証券 1,500株
新日鉄住金ソリューションズ	8,300	3,120.00	25,896,000	
キューブシステム	2,200	1,151.00	2,532,200	貸付有価証券 900株
コア	3,700	765.00	2,830,500	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
ソフトクリエイトホールディングス	3,200	974.00	3,116,800	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
I Tホールディングス	35,900	1,887.00	67,743,300	

ネオス	2,100	888.00	1,864,800	貸付有価証券 900株(800株)
電算システム	3,500	1,545.00	5,407,500	貸付有価証券 1,000株(500株)
グリー	60,200	779.00	46,895,800	貸付有価証券 26,400株(100株)
コーエーテックモホールディングス	19,700	1,628.00	32,071,600	
三菱総合研究所	3,900	2,493.00	9,722,700	
ボルテージ	1,800	1,608.00	2,894,400	貸付有価証券 500株
電算	900	2,038.00	1,834,200	貸付有価証券 300株
A G S	2,100	918.00	1,927,800	
ヒト・コミュニケーションズ	1,400	1,836.00	2,570,400	貸付有価証券 600株
ブレインパッド	1,100	1,408.00	1,548,800	貸付有価証券 400株(300株)
K L a b	10,400	1,746.00	18,158,400	貸付有価証券 4,400株
ポールトゥウィン・ピットクルーホールディ	6,000	1,017.00	6,102,000	貸付有価証券 2,600株(2,500株)
イーブックイニシアティブジャパン	1,900	1,361.00	2,585,900	貸付有価証券 700株(600株)
ネクソン	96,800	880.00	85,184,000	
アイスタイル	3,300	475.00	1,567,500	貸付有価証券 1,200株
エムアップ	2,400	908.00	2,179,200	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
エイチーム	1,200	6,320.00	7,584,000	貸付有価証券 500株
e n i s h	2,600	1,696.00	4,409,600	貸付有価証券 1,100株
コロプラ	17,500	4,010.00	70,175,000	貸付有価証券 7,700株(4,300株)
モバイルクリエイト	4,300	894.00	3,844,200	貸付有価証券 1,600株
オルトプラス	1,800	1,211.00	2,179,800	貸付有価証券 700株
ブロードリーフ	8,200	1,874.00	15,366,800	貸付有価証券 3,600株(3,000株)
ハーツユナイテッドグループ	2,300	2,022.00	4,650,600	貸付有価証券 900株
ドワンゴ	11,500	2,132.00	24,518,000	貸付有価証券 4,300株
ベリサーブ	600	2,004.00	1,202,400	
ティーガイア	9,900	934.00	9,246,600	

豆蔵ホールディングス	7,800	708.00	5,522,400	貸付有価証券 3,400株
テクマトリックス	4,300	686.00	2,949,800	貸付有価証券 100株
GMOペイメントゲート ウェイ	4,300	4,880.00	20,984,000	貸付有価証券 900株(800株)
ザッパラス	5,600	616.00	3,449,600	貸付有価証券 2,600株
インターネットイニシア ティブ	14,700	2,155.00	31,678,500	
ビットアイル	11,200	674.00	7,548,800	貸付有価証券 1,400株
SRAホールディングス	4,800	1,661.00	7,972,800	
システムインテグレータ	1,000	683.00	683,000	
パイブドビッツ	700	1,542.00	1,079,400	貸付有価証券 300株
朝日ネット	9,200	523.00	4,811,600	
コムチュア	1,200	1,925.00	2,310,000	貸付有価証券 500株
パナソニック インフォ メーションシステム	2,000	3,010.00	6,020,000	
フェイス	3,000	1,057.00	3,171,000	
野村総合研究所	56,600	3,285.00	185,931,000	
サイバネットシステム	8,100	528.00	4,276,800	貸付有価証券 300株
インテージホールディン グス	5,400	1,406.00	7,592,400	
東邦システムサイエンス	1,600	987.00	1,579,200	
ソースネクスト	5,000	931.00	4,655,000	貸付有価証券 2,100株(1,200株)
ティー・ワイ・オー	9,800	175.00	1,715,000	貸付有価証券 4,200株
クレスコ	2,300	1,309.00	3,010,700	
フジ・メディア・ホール ディングス	96,600	1,599.00	154,463,400	
オービック	34,400	3,825.00	131,580,000	
ジャストシステム	13,600	943.00	12,824,800	
TDCソフトウェアエン 지니어リング	2,200	891.00	1,960,200	
ヤフー	715,800	415.00	297,057,000	貸付有価証券 244,600株
トレンドマイクロ	52,900	3,445.00	182,240,500	
日本オラクル	16,000	4,255.00	68,080,000	
アルファシステムズ	3,300	1,568.00	5,174,400	貸付有価証券 1,500株(1,500株)

フューチャーアーキテクト	10,500	591.00	6,205,500	貸付有価証券 4,500株
CAC Holdings	6,800	1,342.00	9,125,600	
ソフトバンク・テクノロジー	2,300	1,439.00	3,309,700	貸付有価証券 1,000株
トーセ	2,400	733.00	1,759,200	貸付有価証券 800株
オービックビジネスコンサルタント	5,100	3,030.00	15,453,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	11,300	4,625.00	52,262,500	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
アイティフォー	11,100	494.00	5,483,400	
東計電算	1,800	1,570.00	2,826,000	
エクスネット	900	1,452.00	1,306,800	
大塚商会	26,900	4,440.00	119,436,000	貸付有価証券 10,100株
サイボウズ	13,300	385.00	5,120,500	貸付有価証券 6,100株 (6,100株)
ソフトブレーン	13,600	240.00	3,264,000	貸付有価証券 6,400株 (6,400株)
アグレックス	2,300	1,113.00	2,559,900	
電通国際情報サービス	6,100	1,187.00	7,240,700	貸付有価証券 100株
EMシステムズ	1,300	1,789.00	2,325,700	貸付有価証券 100株 (100株)
ウェザーニューズ	3,000	3,090.00	9,270,000	
C I J	8,400	462.00	3,880,800	貸付有価証券 3,800株 (3,800株)
東洋ビジネスエンジニアリング	1,000	1,364.00	1,364,000	
日本エンタープライズ	6,200	531.00	3,292,200	貸付有価証券 2,700株 (300株)
WOWOW	3,100	4,700.00	14,570,000	貸付有価証券 600株
日本コロムビア	5,000	566.00	2,830,000	貸付有価証券 500株
イマジカ・ロボットホールディングス	5,200	504.00	2,620,800	
ネットワンシステムズ	37,800	658.00	24,872,400	貸付有価証券 16,400株 (10,100株)
アルゴグラフィックス	3,700	1,837.00	6,796,900	
マーベラス	15,200	1,291.00	19,623,200	貸付有価証券 6,600株 (2,200株)
エイベックス・グループ・ホールディングス	18,400	1,652.00	30,396,800	

日本ユニシス	24,100	953.00	22,967,300	
兼松エレクトロニクス	6,300	1,438.00	9,059,400	
東京放送ホールディングス	53,900	1,207.00	65,057,300	
日本テレビホールディングス	99,500	1,579.00	157,110,500	
テレビ朝日ホールディングス	25,300	1,737.00	43,946,100	貸付有価証券 5,400株
スカパーJ S A Tホールディングス	75,800	631.00	47,829,800	
テレビ東京ホールディングス	8,100	2,068.00	16,750,800	貸付有価証券 3,000株(800株)
コネクシオ	8,800	1,116.00	9,820,800	
クロップス	700	553.00	387,100	
日本電信電話	392,400	6,914.00	2,713,053,600	貸付有価証券 2,400株(2,400株)
K D D I	310,000	6,193.00	1,919,830,000	貸付有価証券 400株(400株)
光通信	9,000	6,890.00	62,010,000	
N T T ドコモ	823,000	1,842.50	1,516,377,500	
G M O インターネット	33,300	966.00	32,167,800	貸付有価証券 3,300株(800株)
学研ホールディングス	33,000	283.00	9,339,000	
ゼンリン	13,200	1,223.00	16,143,600	貸付有価証券 6,100株(6,100株)
昭文社	6,000	698.00	4,188,000	貸付有価証券 2,600株(2,600株)
K A D O K A W A	10,200	2,478.00	25,275,600	貸付有価証券 100株
インプレスホールディングス	7,000	130.00	910,000	貸付有価証券 300株
アイネット	4,200	865.00	3,633,000	貸付有価証券 1,900株(1,900株)
松竹	66,000	963.00	63,558,000	
東宝	71,300	2,376.00	169,408,800	
東映	42,000	583.00	24,486,000	貸付有価証券 19,000株(19,000株)
A O I P r o .	4,600	726.00	3,339,600	
エヌ・ティ・ティ・データ	70,500	3,755.00	264,727,500	貸付有価証券 300株(300株)
D T S	9,500	2,263.00	21,498,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	36,300	2,306.00	83,707,800	貸付有価証券 15,800株
シーイーシー	5,900	927.00	5,469,300	

カブコン	25,500	1,798.00	45,849,000	
ジャステック	5,700	835.00	4,759,500	
S C S K	23,800	2,943.00	70,043,400	
日本システムウェア	3,700	670.00	2,479,000	貸付有価証券 200株
アイネス	13,600	910.00	12,376,000	
T K C	8,400	2,168.00	18,211,200	
富士ソフト	13,800	2,639.00	36,418,200	
N S D	21,200	1,651.00	35,001,200	
コナミ	45,100	2,323.00	104,767,300	貸付有価証券 5,500株 (200株)
福井コンピュータホールディングス	1,400	1,714.00	2,399,600	貸付有価証券 600株
J B C Cホールディングス	8,300	804.00	6,673,200	
ミロク情報サービス	6,600	538.00	3,550,800	
ソフトバンク	490,500	7,628.00	3,741,534,000	貸付有価証券 500株 (500株)
ハウスイ	8,000	132.00	1,056,000	貸付有価証券 3,000株
高千穂交易	4,100	1,053.00	4,317,300	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
伊藤忠食品	2,500	3,655.00	9,137,500	
エレマテック	4,700	1,982.00	9,315,400	
J A L U X	2,800	1,314.00	3,679,200	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
あらた	22,000	320.00	7,040,000	
トーマンデバイス	1,500	1,857.00	2,785,500	
東京エレクトロニクス	2,000	1,540.00	3,080,000	貸付有価証券 800株 (300株)
双日	668,500	178.00	118,993,000	
アルフレッサホールディングス	29,500	6,220.00	183,490,000	
横浜冷凍	24,700	842.00	20,797,400	貸付有価証券 8,700株
神栄	14,000	220.00	3,080,000	
山下医科器械	800	1,633.00	1,306,400	貸付有価証券 300株 (300株)
ラサ商事	4,300	524.00	2,253,200	
アルコニックス	6,000	1,532.00	9,192,000	貸付有価証券 2,600株 (2,600株)
神戸物産	1,700	3,745.00	6,366,500	貸付有価証券 200株

あい ホールディングス	16,000	2,246.00	35,936,000	
ダイワボウホールディングス	91,000	213.00	19,383,000	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	18,800	928.00	17,446,400	
八洲電機	7,700	564.00	4,342,800	
UKCホールディングス	6,400	1,835.00	11,744,000	
TOKAIホールディングス	48,800	485.00	23,668,000	
三洋貿易	5,900	1,454.00	8,578,600	
ミタチ産業	2,300	588.00	1,352,400	
シップヘルスケアホールディングス	14,300	3,265.00	46,689,500	
スターティア	800	1,717.00	1,373,600	
富士興産	3,600	651.00	2,343,600	
協栄産業	12,000	230.00	2,760,000	
小野建	8,700	1,185.00	10,309,500	
佐鳥電機	7,900	688.00	5,435,200	
エコートレーディング	2,500	688.00	1,720,000	貸付有価証券 1,000株
伯東	6,100	1,078.00	6,575,800	
コンドーテック	8,100	742.00	6,010,200	
中山福	5,700	791.00	4,508,700	
ナガイレーベン	14,400	2,006.00	28,886,400	
三菱食品	11,000	2,495.00	27,445,000	
松田産業	7,300	1,277.00	9,322,100	
メディパルホールディングス	99,900	1,330.00	132,867,000	
アドヴァン	5,100	1,155.00	5,890,500	
S P K	2,300	1,933.00	4,445,900	
アズワン	6,500	3,525.00	22,912,500	
スズデン	3,600	633.00	2,278,800	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
尾家産業	3,200	836.00	2,675,200	
シモジマ	6,900	1,012.00	6,982,800	
ドウシシャ	10,600	1,874.00	19,864,400	
小津産業	2,000	1,717.00	3,434,000	
高速	5,900	917.00	5,410,300	
黒田電気	16,200	1,569.00	25,417,800	

丸文	8,800	673.00	5,922,400	
ハピネット	6,000	1,747.00	10,482,000	貸付有価証券 2,700株(2,700株)
トーメンエレクトロニクス	5,100	1,644.00	8,384,400	貸付有価証券 500株
エクセル	4,600	2,179.00	10,023,400	
マルカキカイ	3,200	1,417.00	4,534,400	
ガリパーインターナショナル	33,600	864.00	29,030,400	貸付有価証券 14,900株(14,900株)
日本エム・ディ・エム	8,300	432.00	3,585,600	貸付有価証券 3,600株
進和	5,900	1,294.00	7,634,600	
エスケイジャパン	2,400	255.00	612,000	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
ダイトエレクトロン	4,600	471.00	2,166,600	
シークス	6,300	1,736.00	10,936,800	
田中商事	3,100	706.00	2,188,600	
オーハシテクニカ	5,100	1,218.00	6,211,800	貸付有価証券 2,300株(2,300株)
マクニカ	5,100	3,395.00	17,314,500	
白銅	3,200	1,009.00	3,228,800	
伊藤忠商事	796,800	1,359.00	1,082,851,200	
丸紅	873,800	765.40	668,806,520	
高島	19,000	239.00	4,541,000	貸付有価証券 4,000株
長瀬産業	56,500	1,307.00	73,845,500	
蝶理	6,400	1,283.00	8,211,200	貸付有価証券 400株
豊田通商	111,300	2,725.00	303,292,500	
三共生興	17,000	402.00	6,834,000	
兼松	212,000	180.00	38,160,000	
ツカモトコーポレーション	18,000	138.00	2,484,000	貸付有価証券 1,000株
三井物産	903,200	1,714.00	1,548,084,800	
日本紙パルプ商事	52,000	327.00	17,004,000	
日立ハイテクノロジーズ	30,300	3,025.00	91,657,500	
カメイ	13,000	767.00	9,971,000	
東都水産	18,000	197.00	3,546,000	
OUGホールディングス	14,000	238.00	3,332,000	
スターゼン	36,000	332.00	11,952,000	

山善	38,300	804.00	30,793,200	
椿本興業	11,000	306.00	3,366,000	
住友商事	589,500	1,360.00	801,720,000	
内田洋行	25,000	391.00	9,775,000	
三菱商事	765,500	2,195.50	1,680,655,250	貸付有価証券 2,600株(2,600株)
第一実業	23,000	616.00	14,168,000	
キャノンマーケティング ジャパン	28,500	2,078.00	59,223,000	
西華産業	33,000	285.00	9,405,000	
佐藤商事	8,900	726.00	6,461,400	
菱洋エレクトロ	11,500	1,116.00	12,834,000	
東京産業	9,900	413.00	4,088,700	
ユアサ商事	102,000	223.00	22,746,000	
神鋼商事	25,000	269.00	6,725,000	
小林産業	7,300	291.00	2,124,300	
阪和興業	100,000	415.00	41,500,000	
カナデン	10,000	755.00	7,550,000	
菱電商事	14,000	771.00	10,794,000	
フルサト工業	5,500	1,724.00	9,482,000	貸付有価証券 200株
岩谷産業	111,000	792.00	87,912,000	
すてきナイスグループ	42,000	216.00	9,072,000	
昭光通商	35,000	162.00	5,670,000	
ニチモウ	15,000	181.00	2,715,000	
極東貿易	11,000	238.00	2,618,000	
イワキ	15,000	247.00	3,705,000	
三愛石油	23,000	800.00	18,400,000	
稲畑産業	24,600	1,037.00	25,510,200	
G S I クレオス	26,000	147.00	3,822,000	貸付有価証券 7,000株(7,000株)
明和産業	9,200	437.00	4,020,400	
ワキタ	19,600	1,176.00	23,049,600	
東邦ホールディングス	32,000	2,040.00	65,280,000	
サンゲツ	17,700	2,864.00	50,692,800	
ミツウロコグループホー ルディングス	16,100	590.00	9,499,000	
シナネン	21,000	444.00	9,324,000	

伊藤忠エネクス	22,000	720.00	15,840,000	
サンリオ	25,200	2,976.00	74,995,200	貸付有価証券 11,300株
サンワテクノス	5,400	1,106.00	5,972,400	
リョーサン	14,800	2,295.00	33,966,000	
新光商事	10,900	989.00	10,780,100	
トーホー	21,000	387.00	8,127,000	貸付有価証券 8,000株 (8,000株)
三信電気	12,000	825.00	9,900,000	
東陽テクニカ	14,600	1,191.00	17,388,600	
モスフードサービス	13,100	2,227.00	29,173,700	
加賀電子	9,000	1,320.00	11,880,000	
ソーダニッカ	10,000	457.00	4,570,000	
立花エレテック	6,100	1,506.00	9,186,600	貸付有価証券 600株 (600株)
P a l t a c	14,000	1,334.00	18,676,000	
太平洋興発	42,000	99.00	4,158,000	貸付有価証券 3,000株
ヤマタネ	50,000	185.00	9,250,000	
丸紅建材リース	9,000	326.00	2,934,000	
日鉄住金物産	66,000	423.00	27,918,000	貸付有価証券 7,000株
トラスコ中山	11,400	2,954.00	33,675,600	
オートボックスセブン	33,900	1,689.00	57,257,100	貸付有価証券 7,500株
加藤産業	14,400	2,287.00	32,932,800	
イノテック	9,200	574.00	5,280,800	
イエローハット	8,600	2,248.00	19,332,800	
富士エレクトロニクス	5,100	1,352.00	6,895,200	貸付有価証券 2,200株
J Kホールディングス	9,000	571.00	5,139,000	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
日伝	4,500	2,352.00	10,584,000	貸付有価証券 2,100株 (2,100株)
北沢産業	8,200	181.00	1,484,200	
杉本商事	5,400	1,078.00	5,821,200	
因幡電機産業	13,800	3,645.00	50,301,000	
バイテック	3,400	819.00	2,784,600	貸付有価証券 1,400株
ミスミグループ本社	40,000	3,345.00	133,800,000	
江守グループホールディ	4,300	2,008.00	8,634,400	

ンクス				
アルテック	7,300	235.00	1,715,500	貸付有価証券 2,300株(100株)
タキヒヨー	17,000	416.00	7,072,000	
スズケン	41,300	3,415.00	141,039,500	
ジェコス	6,900	1,723.00	11,888,700	貸付有価証券 100株
ローソン	41,000	7,360.00	301,760,000	
サンエー	7,500	3,535.00	26,512,500	
ダイユーエイト	2,000	684.00	1,368,000	
カワチ薬品	7,000	1,819.00	12,733,000	
エービーシー・マート	14,200	5,410.00	76,822,000	貸付有価証券 5,300株(5,300株)
ハードオフコーポレーション	4,800	881.00	4,228,800	
アスクル	10,400	2,435.00	25,324,000	貸付有価証券 4,600株
ゲオホールディングス	17,100	965.00	16,501,500	貸付有価証券 3,500株
アダストリアホールディングス	7,700	2,104.00	16,200,800	貸付有価証券 3,300株(600株)
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	13,000	148.00	1,924,000	貸付有価証券 5,000株
くらコーポレーション	5,900	2,816.00	16,614,400	貸付有価証券 100株(100株)
キャンドウ	4,700	1,655.00	7,778,500	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
パル	5,800	3,115.00	18,067,000	
エディオン	45,800	683.00	31,281,400	貸付有価証券 19,900株(1,100 株)
サーラコーポレーション	8,600	632.00	5,435,200	
ワッツ	3,900	910.00	3,549,000	貸付有価証券 1,700株
あみやき亭	1,700	3,675.00	6,247,500	貸付有価証券 700株(700株)
ひらまつ	12,200	646.00	7,881,200	貸付有価証券 5,400株
ゲンキー	1,000	4,835.00	4,835,000	貸付有価証券 400株(400株)
サッポロドラッグストア	800	1,720.00	1,376,000	
大黒天物産	2,400	3,160.00	7,584,000	
ハニーズ	7,900	1,072.00	8,468,800	貸付有価証券 3,600株(1,400株)

アルペン	8,900	1,653.00	14,711,700	貸付有価証券 3,900株(100株)
クオール	7,300	631.00	4,606,300	貸付有価証券 1,000株
ジェイアイエヌ	6,800	3,150.00	21,420,000	貸付有価証券 2,900株(2,800株)
ビックカメラ	43,300	960.00	41,568,000	貸付有価証券 15,500株(3,000株)
DCMホールディングス	48,300	699.00	33,761,700	
Monotaro	19,400	2,936.00	56,958,400	貸付有価証券 8,300株(8,200株)
きちり	2,000	567.00	1,134,000	
アークランドサービス	1,200	3,320.00	3,984,000	
J.フロントリテイリング	118,000	1,284.00	151,512,000	
ドトール・日レスホールディングス	17,500	1,741.00	30,467,500	
マツモトキヨシホールディングス	20,600	3,250.00	66,950,000	
ブロンコビリー	1,600	3,180.00	5,088,000	貸付有価証券 700株(600株)
スタートトゥデイ	31,100	2,404.00	74,764,400	貸付有価証券 11,300株
物語コーポレーション	2,400	3,495.00	8,388,000	貸付有価証券 1,100株(300株)
ココカラファイン	10,400	2,721.00	28,298,400	貸付有価証券 1,200株
三越伊勢丹ホールディングス	198,500	1,282.00	254,477,000	
ウエルシアホールディングス	9,000	3,040.00	27,360,000	貸付有価証券 3,000株(3,000株)
クリエイトSDホールディングス	4,200	3,755.00	15,771,000	
丸善CHIホールディングス	8,700	354.00	3,079,800	貸付有価証券 3,800株(2,500株)
エー・ピーカンパニー	1,200	2,004.00	2,404,800	貸付有価証券 200株
チムニー	1,800	2,150.00	3,870,000	貸付有価証券 800株(800株)
ジョイフル本田	5,500	3,730.00	20,515,000	貸付有価証券 2,400株
麒麟堂ホールディングス	3,600	716.00	2,577,600	
ブックオフコーポレーション	5,500	803.00	4,416,500	貸付有価証券 2,400株(1,600株)
あさひ	5,800	1,256.00	7,284,800	貸付有価証券 2,500株

日本調剤	1,300	2,832.00	3,681,600	貸付有価証券 500株(100株)
コスモス薬品	5,700	12,900.00	73,530,000	貸付有価証券 500株(500株)
トーエル	5,300	673.00	3,566,900	貸付有価証券 2,200株(2,200株)
一六堂	2,100	452.00	949,200	
セブン&アイ・ホールディングス	417,800	4,125.00	1,723,425,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディング	5,000	1,245.00	6,225,000	
ツルハホールディングス	19,700	5,590.00	110,123,000	
サンマルクホールディングス	3,200	5,870.00	18,784,000	
フェリシモ	2,800	1,289.00	3,609,200	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
トリドール	8,600	1,118.00	9,614,800	貸付有価証券 3,800株
クスリのアオキ	4,400	4,295.00	18,898,000	
メディカルシステムネットワーク	8,200	359.00	2,943,800	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
総合メディカル	2,400	5,050.00	12,120,000	
はるやま商事	4,100	722.00	2,960,200	
カッパ・クリエイトホールディングス	14,700	1,053.00	15,479,100	貸付有価証券 3,700株
ライトオン	7,400	690.00	5,106,000	貸付有価証券 3,200株
ジーンズメイト	3,200	211.00	675,200	貸付有価証券 1,400株
良品計画	10,600	12,150.00	128,790,000	
三城ホールディングス	12,300	493.00	6,063,900	
コナカ	11,700	695.00	8,131,500	
ハウス オブ ローゼ	1,100	1,383.00	1,521,300	
G-7ホールディングス	2,900	892.00	2,586,800	
イオン北海道	6,000	609.00	3,654,000	
コジマ	14,700	313.00	4,601,100	貸付有価証券 100株
ヒマラヤ	2,300	1,027.00	2,362,100	
コーナン商事	13,100	1,148.00	15,038,800	貸付有価証券 5,900株
エコス	3,400	742.00	2,522,800	
ワタミ	11,800	1,330.00	15,694,000	貸付有価証券 5,400株(5,400株)
マルシェ	2,400	898.00	2,155,200	貸付有価証券

				1,100株
ドンキホーテホールディングス	34,500	5,470.00	188,715,000	
西松屋チェーン	19,700	787.00	15,503,900	
ゼンショーホールディングス	45,800	1,006.00	46,074,800	貸付有価証券 20,100株
幸楽苑	6,200	1,385.00	8,587,000	貸付有価証券 2,600株
ハークスレイ	2,800	917.00	2,567,600	
サイゼリヤ	14,800	1,377.00	20,379,600	貸付有価証券 5,500株 (100株)
ポプラ	2,500	542.00	1,355,000	貸付有価証券 1,100株 (500株)
ユナイテッドアローズ	13,100	3,950.00	51,745,000	貸付有価証券 5,600株
ハイデイ日高	6,300	2,587.00	16,298,100	
京都きもの友禅	6,200	1,011.00	6,268,200	
コロワイド	33,100	1,375.00	45,512,500	貸付有価証券 15,500株
壺番屋	4,000	4,730.00	18,920,000	貸付有価証券 1,000株
トップカルチャー	4,000	524.00	2,096,000	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
P L A N T	2,500	1,255.00	3,137,500	貸付有価証券 1,100株
スギホールディングス	17,900	4,345.00	77,775,500	貸付有価証券 4,700株 (4,700株)
スクロール	12,900	278.00	3,586,200	貸付有価証券 6,000株 (6,000株)
ヨンドシーホールディングス	7,600	1,995.00	15,162,000	貸付有価証券 3,300株 (3,300株)
ファミリーマート	33,800	4,250.00	143,650,000	貸付有価証券 9,700株
木曽路	12,200	2,010.00	24,522,000	貸付有価証券 5,300株 (4,500株)
サトレストランシステムズ	9,300	884.00	8,221,200	
千趣会	18,000	865.00	15,570,000	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
タカキュー	7,700	217.00	1,670,900	貸付有価証券 3,000株 (3,000株)
ケーヨー	16,800	488.00	8,198,400	貸付有価証券 7,100株
上新電機	22,000	919.00	20,218,000	貸付有価証券 9,000株 (9,000株)
日本瓦斯	14,900	2,809.00	41,854,100	
ベスト電器	32,200	141.00	4,540,200	貸付有価証券

				14,100株 (14,100株)
マルエツ	20,000	453.00	9,060,000	
ロイヤルホールディングス	16,700	1,729.00	28,874,300	貸付有価証券 7,200株
東天紅	7,000	181.00	1,267,000	
いなげや	11,100	1,196.00	13,275,600	
島忠	24,200	2,405.00	58,201,000	
チョダ	11,800	2,102.00	24,803,600	
ライフコーポレーション	7,600	1,663.00	12,638,800	貸付有価証券 3,000株 (2,900株)
カスミ	20,400	867.00	17,686,800	
リンガーハット	9,700	1,640.00	15,908,000	貸付有価証券 1,200株 (300株)
さが美	8,000	99.00	792,000	
MrMax	10,000	333.00	3,330,000	
テンアライド	7,500	373.00	2,797,500	貸付有価証券 3,400株
AOKIホールディングス	17,200	1,235.00	21,242,000	
オークワ	16,000	989.00	15,824,000	
コメリ	15,400	2,472.00	38,068,800	貸付有価証券 5,700株
青山商事	25,100	2,596.00	65,159,600	
しまむら	11,600	9,460.00	109,736,000	貸付有価証券 4,800株 (4,800株)
CFSコーポレーション	6,500	557.00	3,620,500	
はせがわ	3,500	634.00	2,219,000	貸付有価証券 200株 (200株)
高島屋	136,000	894.00	121,584,000	貸付有価証券 12,000株 (12,000株)
松屋	20,100	1,199.00	24,099,900	貸付有価証券 8,700株 (8,700株)
エイチ・ツー・オー テイリング	41,000	1,701.00	69,741,000	
近鉄百貨店	38,000	346.00	13,148,000	貸付有価証券 13,000株
丸栄	16,000	159.00	2,544,000	貸付有価証券 7,000株
ニッセンホールディングス	20,900	372.00	7,774,800	貸付有価証券 6,300株 (5,900株)
パルコ	9,600	874.00	8,390,400	貸付有価証券 2,300株 (2,300株)
丸井グループ	130,200	880.00	114,576,000	貸付有価証券

				56,800株
アクシアル リテイリング	5,500	1,970.00	10,835,000	
井筒屋	54,000	72.00	3,888,000	
ダイエー	123,300	123.00	15,165,900	貸付有価証券 6,500株
イオン	398,900	1,096.50	437,393,850	貸付有価証券 170,900株 (3,300 株)
ユニグループ・ホールディングス	95,600	586.00	56,021,600	貸付有価証券 21,900株 (19,600 株)
イズミ	22,300	3,415.00	76,154,500	
東武ストア	13,000	282.00	3,666,000	貸付有価証券 5,000株 (5,000株)
平和堂	20,200	1,691.00	34,158,200	
フジ	11,100	2,058.00	22,843,800	貸付有価証券 5,100株 (5,100株)
ヤオコー	5,000	6,050.00	30,250,000	
ゼビオ	12,000	1,728.00	20,736,000	
ケーズホールディングス	21,100	2,954.00	62,329,400	貸付有価証券 9,200株
O l y m p i c グループ	5,900	1,015.00	5,988,500	貸付有価証券 2,600株 (2,600株)
日産東京販売ホールディングス	14,700	293.00	4,307,100	
アインファーマシーズ	5,500	5,230.00	28,765,000	
元気寿司	3,100	2,181.00	6,761,100	
ヤマダ電機	394,800	342.00	135,021,600	貸付有価証券 176,000株
アークランドサカモト	6,500	2,441.00	15,866,500	
ニトリホールディングス	39,600	6,170.00	244,332,000	
グルメ杵屋	7,000	887.00	6,209,000	貸付有価証券 3,000株 (2,000株)
愛眼	7,900	271.00	2,140,900	貸付有価証券 3,500株 (3,500株)
ケーユーホールディングス	4,200	616.00	2,587,200	貸付有価証券 400株
吉野家ホールディングス	27,100	1,299.00	35,202,900	貸付有価証券 800株 (600株)
松屋フーズ	4,800	2,121.00	10,180,800	貸付有価証券 1,900株
サガミチェーン	13,000	1,016.00	13,208,000	貸付有価証券 3,000株 (3,000株)
関西スーパーマーケット	7,500	833.00	6,247,500	

王将フードサービス	6,600	4,020.00	26,532,000	
プレナス	11,200	2,441.00	27,339,200	
ミニストップ	7,400	1,520.00	11,248,000	貸付有価証券 900株(900株)
アークス	17,000	2,210.00	37,570,000	
バロー	21,500	1,675.00	36,012,500	
藤久	800	1,638.00	1,310,400	貸付有価証券 300株(300株)
ベルク	4,900	2,846.00	13,945,400	
大庄	5,300	1,365.00	7,234,500	
ファーストリテイリング	20,000	33,960.00	679,200,000	
サンドラッグ	21,100	4,585.00	96,743,500	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
東京デリカ	5,000	2,654.00	13,270,000	貸付有価証券 2,200株(500株)
ヤマザワ	2,300	1,632.00	3,753,600	貸付有価証券 200株
やまや	2,000	1,692.00	3,384,000	貸付有価証券 800株
ベルーナ	24,900	482.00	12,001,800	
島根銀行	2,100	1,343.00	2,820,300	貸付有価証券 700株
じもとホールディングス	71,700	229.00	16,419,300	貸付有価証券 27,800株(27,200 株)
足利ホールディングス	52,400	407.00	21,326,800	
新生銀行	864,000	230.00	198,720,000	
あおぞら銀行	519,000	386.00	200,334,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	7,568,700	610.40	4,619,934,480	
りそなホールディングス	949,400	579.20	549,892,480	
三井住友トラスト・ホールディングス	1,963,000	447.60	878,638,800	
三井住友フィナンシャルグループ	755,400	4,328.50	3,269,748,900	貸付有価証券 3,100株(3,100株)
第四銀行	126,000	382.00	48,132,000	
北越銀行	108,000	212.00	22,896,000	
西日本シティ銀行	350,000	276.00	96,600,000	
千葉銀行	385,000	752.00	289,520,000	
横浜銀行	650,000	580.50	377,325,000	
常陽銀行	363,000	542.00	196,746,000	貸付有価証券 54,000株(54,000 株)

群馬銀行	222,000	620.00	137,640,000	
武蔵野銀行	15,900	3,655.00	58,114,500	
千葉興業銀行	20,700	793.00	16,415,100	
筑波銀行	41,500	388.00	16,102,000	貸付有価証券 6,600株(6,600株)
東京都民銀行	17,600	1,272.00	22,387,200	貸付有価証券 6,600株
七十七銀行	157,000	577.00	90,589,000	
青森銀行	73,000	325.00	23,725,000	
秋田銀行	69,000	297.00	20,493,000	貸付有価証券 5,000株
山形銀行	60,000	506.00	30,360,000	貸付有価証券 27,000株(8,000 株)
岩手銀行	6,500	5,000.00	32,500,000	
東邦銀行	89,000	383.00	34,087,000	
東北銀行	51,000	155.00	7,905,000	
みちのく銀行	53,000	214.00	11,342,000	
ふくおかフィナンシャル グループ	405,000	518.00	209,790,000	
静岡銀行	293,000	1,103.00	323,179,000	貸付有価証券 4,000株(4,000株)
十六銀行	125,000	397.00	49,625,000	
スルガ銀行	97,300	1,993.00	193,918,900	貸付有価証券 7,000株(7,000株)
八十二銀行	184,000	647.00	119,048,000	
山梨中央銀行	64,000	480.00	30,720,000	
大垣共立銀行	125,000	300.00	37,500,000	
福井銀行	85,000	260.00	22,100,000	貸付有価証券 7,000株
北國銀行	111,000	375.00	41,625,000	
清水銀行	3,400	2,875.00	9,775,000	
滋賀銀行	94,000	615.00	57,810,000	貸付有価証券 8,000株
南都銀行	96,000	455.00	43,680,000	
百五銀行	90,000	429.00	38,610,000	
京都銀行	191,000	924.00	176,484,000	
紀陽銀行	39,200	1,563.00	61,269,600	
三重銀行	41,000	252.00	10,332,000	
ほくほくフィナンシャル グループ	680,000	212.00	144,160,000	

広島銀行	295,000	520.00	153,400,000	
山陰合同銀行	61,000	751.00	45,811,000	
中国銀行	71,900	1,599.00	114,968,100	
鳥取銀行	32,000	228.00	7,296,000	
伊予銀行	106,800	1,091.00	116,518,800	
百十四銀行	110,000	363.00	39,930,000	
四国銀行	72,000	236.00	16,992,000	
阿波銀行	82,000	626.00	51,332,000	
鹿児島銀行	69,000	695.00	47,955,000	
大分銀行	61,000	399.00	24,339,000	
宮崎銀行	66,000	343.00	22,638,000	
肥後銀行	82,000	569.00	46,658,000	
佐賀銀行	61,000	244.00	14,884,000	
十八銀行	62,000	284.00	17,608,000	貸付有価証券 14,000株
沖縄銀行	7,400	4,485.00	33,189,000	貸付有価証券 3,400株(3,400株)
琉球銀行	19,400	1,737.00	33,697,800	
八千代銀行	4,800	3,445.00	16,536,000	
セブン銀行	374,200	435.00	162,777,000	
みずほフィナンシャルグループ	12,976,300	202.40	2,626,403,120	
高知銀行	39,000	144.00	5,616,000	貸付有価証券 5,000株
山口フィナンシャルグループ	100,000	1,028.00	102,800,000	
長野銀行	33,000	193.00	6,369,000	
名古屋銀行	90,000	420.00	37,800,000	貸付有価証券 5,000株
北洋銀行	150,500	432.00	65,016,000	
愛知銀行	3,600	5,290.00	19,044,000	
第三銀行	56,000	184.00	10,304,000	
中京銀行	41,000	194.00	7,954,000	貸付有価証券 18,000株(18,000株)
東日本銀行	44,000	281.00	12,364,000	
大光銀行	35,000	230.00	8,050,000	
愛媛銀行	59,000	246.00	14,514,000	貸付有価証券 25,000株(12,000株)
トマト銀行	39,000	180.00	7,020,000	

みなと銀行	90,000	199.00	17,910,000	貸付有価証券 4,000株
京葉銀行	82,000	550.00	45,100,000	
関西アーバン銀行	139,000	127.00	17,653,000	
栃木銀行	50,000	433.00	21,650,000	貸付有価証券 6,000株 (6,000株)
北日本銀行	3,100	2,562.00	7,942,200	
東和銀行	125,000	99.00	12,375,000	貸付有価証券 52,000株 (52,000 株)
福島銀行	123,000	89.00	10,947,000	
大東銀行	64,000	139.00	8,896,000	
トモニホールディングス	76,600	454.00	34,776,400	
フィデアホールディング ス	57,500	228.00	13,110,000	貸付有価証券 25,000株
池田泉州ホールディング ス	74,900	552.00	41,344,800	
F P G	8,600	1,009.00	8,677,400	
S B I ホールディングス	120,000	1,260.00	151,200,000	
日本アジア投資	68,000	88.00	5,984,000	貸付有価証券 30,000株
ジャフコ	13,700	4,310.00	59,047,000	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
大和証券グループ本社	989,000	888.70	878,924,300	貸付有価証券 9,000株 (9,000株)
野村ホールディングス	2,042,000	681.80	1,392,235,600	
岡三証券グループ	79,000	822.00	64,938,000	貸付有価証券 1,000株
丸三証券	29,600	812.00	24,035,200	
東洋証券	40,000	307.00	12,280,000	
東海東京フィナンシャ ル・ホールディングス	105,800	795.00	84,111,000	
光世証券	24,000	227.00	5,448,000	貸付有価証券 10,000株 (10,000 株)
水戸証券	29,100	415.00	12,076,500	貸付有価証券 12,700株
いちよし証券	19,500	1,370.00	26,715,000	貸付有価証券 6,400株
松井証券	50,800	1,009.00	51,257,200	貸付有価証券 2,400株
だいこう証券ビジネス	4,800	679.00	3,259,200	
マネックスグループ	108,500	334.00	36,239,000	
カブドットコム証券	38,700	506.00	19,582,200	貸付有価証券 4,300株 (4,300株)

極東証券	12,400	1,904.00	23,609,600	貸付有価証券 1,300株(1,200株)
岩井コスモホールディングス	9,400	1,112.00	10,452,800	貸付有価証券 1,300株
マネースクウェア・ジャパン	2,600	1,431.00	3,720,600	貸付有価証券 1,100株
マネーパートナーズグループ	10,100	384.00	3,878,400	貸付有価証券 4,400株
小林洋行	2,900	265.00	768,500	
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	221,900	2,583.00	573,167,700	
アニコムホールディングス	4,100	1,103.00	4,522,300	貸付有価証券 1,800株
MS&ADインシュアランスグループホール	298,500	2,396.00	715,206,000	
ソニーフィナンシャルホールディングス	95,700	1,706.00	163,264,200	
第一生命保険	595,800	1,556.00	927,064,800	
東京海上ホールディングス	386,900	3,221.00	1,246,204,900	
T&Dホールディングス	342,600	1,332.00	456,343,200	
全国保証	23,800	2,977.00	70,852,600	
クレディセゾン	81,600	2,150.00	175,440,000	貸付有価証券 900株
アクリーティブ	6,800	222.00	1,509,600	貸付有価証券 2,400株(2,400株)
芙蓉総合リース	10,500	4,320.00	45,360,000	
興銀リース	17,400	2,603.00	45,292,200	貸付有価証券 7,600株(7,600株)
東京センチュリーリース	23,500	3,130.00	73,555,000	
日本証券金融	43,800	671.00	29,389,800	貸付有価証券 19,100株(19,100株)
アイフル	181,700	467.00	84,853,900	貸付有価証券 79,900株
ポケットカード	10,000	712.00	7,120,000	貸付有価証券 1,900株
リコーリース	6,900	3,075.00	21,217,500	貸付有価証券 3,000株
イオンフィナンシャルサービス	58,800	2,445.00	143,766,000	貸付有価証券 23,100株(3,900株)
アコム	200,600	375.00	75,225,000	貸付有価証券 88,200株(2,900株)
ジャックス	61,000	641.00	39,101,000	
オリエントコーポレーシ	223,200	233.00	52,005,600	貸付有価証券

ヨン				2,600株(2,600株)
日立キャピタル	19,600	2,723.00	53,370,800	
アプラスフィナンシャル	47,900	145.00	6,945,500	貸付有価証券 20,900株
オリックス	623,900	1,588.00	990,753,200	
三菱UFJリース	253,300	569.00	144,127,700	
日本取引所グループ	146,700	2,574.00	377,605,800	
イー・ギャランティ	2,900	1,848.00	5,359,200	貸付有価証券 1,300株
アサックス	1,700	1,350.00	2,295,000	
NECキャピタルソリューション	3,400	2,085.00	7,089,000	貸付有価証券 400株(200株)
日本駐車場開発	108,500	118.00	12,803,000	貸付有価証券 46,900株(32,100株)
ビューリック	168,600	1,220.00	205,692,000	貸付有価証券 22,400株(22,400株)
東京建物不動産販売	5,200	398.00	2,069,600	
三栄建築設計	4,000	870.00	3,480,000	
野村不動産ホールディングス	66,000	1,944.00	128,304,000	
プレサンスコーポレーション	2,400	2,956.00	7,094,400	
常和ホールディングス	3,500	3,890.00	13,615,000	貸付有価証券 1,500株
フージャースホールディングス	14,900	501.00	7,464,900	貸付有価証券 100株(100株)
オープンハウス	6,300	2,178.00	13,721,400	
東急不動産ホールディングス	221,500	788.00	174,542,000	
飯田グループホールディングス	43,700	1,417.00	61,922,900	
パーク24	52,500	1,725.00	90,562,500	貸付有価証券 23,100株
パラカ	3,700	844.00	3,122,800	
三井不動産	524,000	3,430.50	1,797,582,000	貸付有価証券 19,000株(16,000株)
三菱地所	699,000	2,451.50	1,713,598,500	貸付有価証券 3,000株(3,000株)
平和不動産	20,100	1,710.00	34,371,000	
東京建物	218,000	933.00	203,394,000	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
ダイビル	29,400	1,144.00	33,633,600	

京阪神ビルディング	16,500	564.00	9,306,000	貸付有価証券 200株
住友不動産	239,000	4,085.00	976,315,000	
大京	168,000	208.00	34,944,000	貸付有価証券 73,000株
テーオーシー	34,400	720.00	24,768,000	
東京楽天地	16,000	495.00	7,920,000	
レオパレス21	114,800	631.00	72,438,800	
フジ住宅	12,700	624.00	7,924,800	貸付有価証券 5,500株
空港施設	12,100	764.00	9,244,400	
明和地所	4,900	511.00	2,503,900	貸付有価証券 2,100株(900株)
住友不動産販売	7,200	2,629.00	18,928,800	
ゴールドクレスト	7,900	2,154.00	17,016,600	
日本エスリード	3,900	1,001.00	3,903,900	貸付有価証券 1,700株(1,700株)
日神不動産	13,300	467.00	6,211,100	
タカラレーベン	32,700	356.00	11,641,200	
サンヨーハウジング名古屋	5,600	1,100.00	6,160,000	
イオンモール	64,400	2,291.00	147,540,400	
ファースト住建	3,700	1,341.00	4,961,700	貸付有価証券 1,600株
トーセイ	13,700	718.00	9,836,600	貸付有価証券 5,900株
穴吹興産	9,000	274.00	2,466,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発	62,100	1,243.00	77,190,300	貸付有価証券 6,700株
サンフロンティア不動産	9,400	1,285.00	12,079,000	貸付有価証券 1,400株
エフ・ジェー・ネクスト	5,300	452.00	2,395,600	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
ランドビジネス	5,000	448.00	2,240,000	貸付有価証券 2,200株
グランディハウス	7,700	322.00	2,479,400	
日本空港ビルディング	34,500	4,175.00	144,037,500	
日本工営	35,000	470.00	16,450,000	
ネクスト	8,900	759.00	6,755,100	貸付有価証券 4,000株(4,000株)
日本M&Aセンター	16,300	3,295.00	53,708,500	
ノバレーゼ	2,700	861.00	2,324,700	貸付有価証券 1,000株(1,000株)

アコーディア・ゴルフ	43,100	1,259.00	54,262,900	貸付有価証券 19,300株(200株)
タケエイ	7,300	1,130.00	8,249,000	貸付有価証券 3,200株
トラスト・テック	1,800	1,869.00	3,364,200	
パソナグループ	7,900	570.00	4,503,000	貸付有価証券 3,400株(1,300株)
CDS	2,400	989.00	2,373,600	
リンクアンドモチベーション	14,200	168.00	2,385,600	貸付有価証券 6,200株
GCAサヴィアン	9,000	1,013.00	9,117,000	貸付有価証券 2,000株
エス・エム・エス	5,900	2,626.00	15,493,400	貸付有価証券 2,300株
テンプホールディングス	23,100	3,580.00	82,698,000	貸付有価証券 10,000株(7,900株)
リニカル	2,700	965.00	2,605,500	貸付有価証券 800株
クックパッド	5,200	3,335.00	17,342,000	貸付有価証券 2,300株
エスクリ	3,700	1,274.00	4,713,800	
アイ・ケイ・ケイ	2,800	862.00	2,413,600	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
学情	3,900	1,314.00	5,124,600	貸付有価証券 1,700株(100株)
スタジオアリス	4,900	1,417.00	6,943,300	貸付有価証券 2,100株(1,600株)
シミックホールディングス	4,000	1,959.00	7,836,000	貸付有価証券 1,700株(1,500株)
総合警備保障	38,500	2,529.00	97,366,500	
カカコム	63,300	1,632.00	103,305,600	
ルネサンス	4,700	960.00	4,512,000	貸付有価証券 2,200株
ディップ	2,300	4,710.00	10,833,000	貸付有価証券 1,000株
オプト	4,700	737.00	3,463,900	貸付有価証券 600株
新日本科学	8,700	858.00	7,464,600	貸付有価証券 3,800株
ツクイ	11,400	1,029.00	11,730,600	貸付有価証券 5,000株(900株)
総合臨床ホールディングス	4,700	499.00	2,345,300	貸付有価証券 100株
キャリアデザインセンター	3,100	1,143.00	3,543,300	
エムスリー	71,100	1,786.00	126,984,600	

ツカダ・グローバルホールディング	7,700	918.00	7,068,600	貸付有価証券 3,300株(1,100株)
アウトソーシング	4,000	1,780.00	7,120,000	
ディー・エヌ・エー	56,900	1,282.00	72,945,800	貸付有価証券 25,000株
博報堂D Yホールディングス	146,500	1,043.00	152,799,500	
ぐるなび	14,700	1,525.00	22,417,500	貸付有価証券 6,400株(6,400株)
一休	7,500	1,434.00	10,755,000	貸付有価証券 100株
ジャパンベストレスキューシステム	8,700	291.00	2,531,700	貸付有価証券 3,900株
ファンコミュニケーションズ	18,200	1,207.00	21,967,400	貸付有価証券 7,900株(5,800株)
ジェイコムホールディングス	2,200	784.00	1,724,800	貸付有価証券 900株(100株)
P GMホールディングス	14,900	1,060.00	15,794,000	貸付有価証券 6,300株
WDBホールディングス	1,300	1,718.00	2,233,400	
ティア	1,300	1,431.00	1,860,300	貸付有価証券 500株(500株)
バリューコマース	8,700	806.00	7,012,200	貸付有価証券 3,700株(900株)
J Pホールディングス	23,600	419.00	9,888,400	貸付有価証券 10,500株
イーピーエス	12,500	1,315.00	16,437,500	貸付有価証券 100株(100株)
プレステージ・インターナショナル	7,200	904.00	6,508,800	
アミューズ	2,900	2,441.00	7,078,900	
ドリームインキュベータ	2,800	1,576.00	4,412,800	貸付有価証券 100株
T A C	6,400	263.00	1,683,200	
ケネディクス	150,300	486.00	73,045,800	
電通	99,700	4,130.00	411,761,000	
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	1,317.00	5,926,500	
ぴあ	3,100	1,831.00	5,676,100	貸付有価証券 1,300株
イオンファンタジー	3,400	1,372.00	4,664,800	貸付有価証券 900株
ネクシィーズ	3,800	728.00	2,766,400	貸付有価証券 1,500株
みらかホールディングス	27,800	4,720.00	131,216,000	
アルプス技研	4,200	1,193.00	5,010,600	貸付有価証券 1,800株

ダイオーズ	1,900	952.00	1,808,800	
日本空調サービス	5,200	781.00	4,061,200	
オリエンタルランド	28,600	20,200.00	577,720,000	貸付有価証券 500株(500株)
ダスキン	27,900	1,836.00	51,224,400	
明光ネットワークジャパン	10,500	1,227.00	12,883,500	貸付有価証券 4,600株(3,600株)
ファルコSDホールディングス	5,400	1,211.00	6,539,400	
秀英予備校	1,700	334.00	567,800	
田谷	1,600	808.00	1,292,800	貸付有価証券 100株
ラウンドワン	30,000	747.00	22,410,000	貸付有価証券 600株
リゾートトラスト	35,700	2,422.00	86,465,400	貸付有価証券 700株
ビー・エム・エル	6,900	3,450.00	23,805,000	
ワタベウエディング	3,400	597.00	2,029,800	
もしもしホットライン	19,700	1,080.00	21,276,000	貸付有価証券 8,700株(8,700株)
リソー教育	11,900	241.00	2,867,900	貸付有価証券 5,500株(1,600株)
早稲田アカデミー	1,600	796.00	1,273,600	
ユー・エス・エス	128,000	1,673.00	214,144,000	
東京個別指導学院	5,100	398.00	2,029,800	貸付有価証券 2,200株
楽天	458,800	1,270.00	582,676,000	貸付有価証券 201,800株
テー・オー・ダブリュー	3,500	717.00	2,509,500	
セントラルスポーツ	3,200	1,755.00	5,616,000	貸付有価証券 1,500株
フルキャストホールディングス	10,900	587.00	6,398,300	貸付有価証券 4,700株(100株)
リゾートソリューション	9,000	231.00	2,079,000	
リブセンス	6,100	1,029.00	6,276,900	貸付有価証券 2,600株(2,300株)
ジャパンマテリアル	1,200	3,660.00	4,392,000	
サクセスホールディングス	900	1,640.00	1,476,000	
アサンテ	2,000	1,400.00	2,800,000	
E R I ホールディングス	2,500	1,124.00	2,810,000	貸付有価証券 100株
リロ・ホールディング	4,000	7,300.00	29,200,000	
東祥	2,200	2,235.00	4,917,000	

エイチ・アイ・エス	17,200	2,913.00	50,103,600	貸付有価証券 6,500株
共立メンテナンス	5,200	4,640.00	24,128,000	貸付有価証券 2,200株
イチネンホールディングス	11,100	839.00	9,312,900	
建設技術研究所	6,200	1,686.00	10,453,200	
スペース	5,700	1,142.00	6,509,400	
燦ホールディングス	2,100	1,586.00	3,330,600	
スバル興業	8,000	434.00	3,472,000	貸付有価証券 1,000株
東京テアトル	40,000	150.00	6,000,000	
よみうりランド	21,000	525.00	11,025,000	貸付有価証券 9,000株
東京都競馬	72,000	334.00	24,048,000	貸付有価証券 32,000株 (28,000 株)
常磐興産	36,000	157.00	5,652,000	
カナモト	14,700	4,305.00	63,283,500	
東京ドーム	78,000	507.00	39,546,000	
西尾レントオール	8,500	4,350.00	36,975,000	
トランス・コスモス	13,800	2,086.00	28,786,800	
乃村工藝社	20,700	986.00	20,410,200	
藤田観光	38,000	385.00	14,630,000	貸付有価証券 13,000株 (5,000 株)
日本管財	4,500	2,811.00	12,649,500	
トーカイ	4,700	3,315.00	15,580,500	
白洋舎	11,000	242.00	2,662,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
セコム	110,000	6,300.00	693,000,000	貸付有価証券 600株 (600株)
セントラル警備保障	4,700	1,199.00	5,635,300	貸付有価証券 2,000株 (2,000株)
丹青社	13,200	801.00	10,573,200	
メイテック	14,300	3,305.00	47,261,500	
アサツー ディ・ケイ	19,900	2,719.00	54,108,100	
応用地質	11,100	1,850.00	20,535,000	
船井総研ホールディングス	11,800	964.00	11,375,200	貸付有価証券 3,200株 (3,200株)
進学会	4,400	374.00	1,645,600	
ベネッセホールディングス	35,400	3,700.00	130,980,000	貸付有価証券 11,400株

	イオンディライト	10,200	2,599.00	26,509,800	
	ナック	5,300	1,204.00	6,381,200	
	ニチイ学館	22,900	906.00	20,747,400	貸付有価証券 300株(300株)
	ダイセキ	15,600	1,899.00	29,624,400	
	ステップ	3,500	819.00	2,866,500	
小計	銘柄数：1,805 組入時価比率：96.0%			188,004,499,980 100.0%	
合計				188,004,499,980	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村証券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年9月8日現在)

該当事項はありません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成26年9月8日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	7,714,571,000	—	7,879,005,000	164,057,053
合計	7,714,571,000	—	7,879,005,000	164,057,053

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

野村インデックスファンド・TOPIX

平成26年9月30日現在

I 資産総額	556,891,435円
II 負債総額	10,120,820円
III 純資産総額 (I - II)	546,770,615円
IV 発行済口数	334,647,604口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.6339円

平成 26 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	220,349,759,634円
II 負債総額	18,736,926,292円
III 純資産総額 (I - II)	201,612,833,342円
IV 発行済口数	168,173,937,295口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.1988円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額

平成26年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### **株主総会**

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### **取締役会**

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

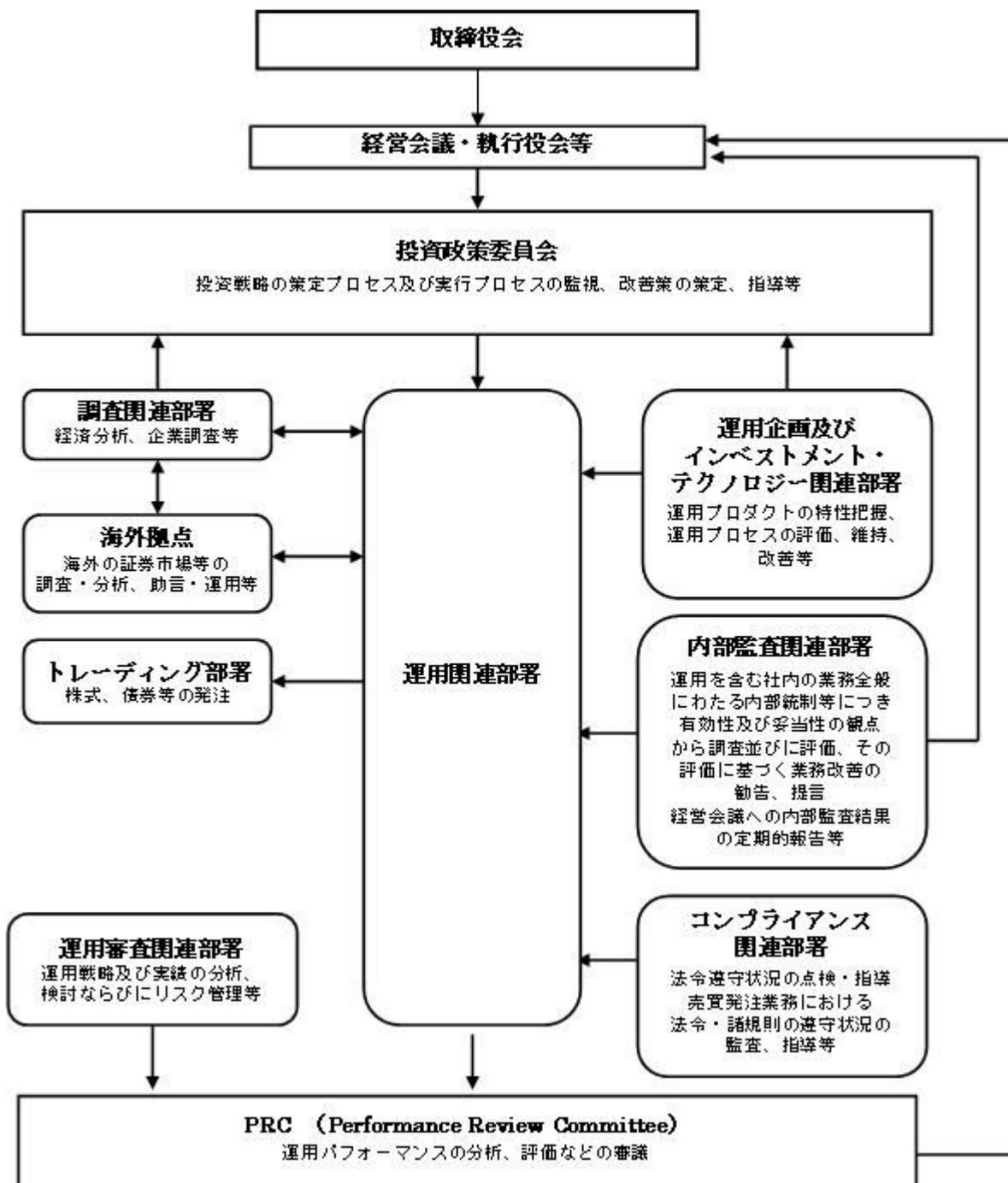
###### **代表執行役・執行役**

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

###### **委員会**

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成 26 年 9 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	847	15,156,941

単位型株式投資信託	46	228,824
追加型公社債投資信託	18	6,555,587
単位型公社債投資信託	68	656,040
合計	979	22,597,392

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 6 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原尚

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 55 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者に

よって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。  
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			333		247
金銭の信託			51,061		51,758
有価証券			4,500		11,800
前払金			-		0
前払費用			29		28
未収入金			271		287
未収委託者報酬			8,651		10,741
未収収益			4,224		5,999
繰延税金資産			1,504		2,010
その他			12		159
貸倒引当金			△6		△8
流動資産計			70,582		83,026
固定資産					
有形固定資産			1,470		1,508
建物	※2	485		442	
器具備品	※2	985		1,065	
無形固定資産			8,458		8,249
ソフトウェア		8,457		8,248	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,443		22,052
投資有価証券		9,061		11,747	
関係会社株式		12,092		9,609	
従業員長期貸付金		29		35	
長期差入保証金		55		50	
長期前払費用		19		80	
前払年金費用		-		347	
その他		184		181	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			31,373		31,810
資産合計			101,956		114,837

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			3,000		-
関係会社短期借入金			2,000		-
預り金			102		106
未払金	※1		6,481		9,720
未払収益分配金		3		2	
未払償還金		42		33	
未払手数料		3,764		4,493	
その他未払金		2,671		5,191	
未払費用	※1		6,979		8,420
未払法人税等			763		1,960
賞与引当金			3,109		3,984
流動負債計			22,436		24,191
固定負債					
退職給付引当金			813		-
時効後支払損引当金			495		505
繰延税金負債			1,640		3,211
固定負債計			2,948		3,716
負債合計			25,385		27,907
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			71,942		80,249
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			11,729		11,729
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		42,347		50,654	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		17,740		26,048	
評価・換算差額等			4,628		6,679
その他有価証券評価差額金			4,659		6,679
繰延ヘッジ損益			△30		-
純資産合計			76,570		86,929
負債・純資産合計			101,956		114,837

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			74,067		87,258
運用受託報酬			17,516		24,589
その他営業収益			163		188
営業収益計			91,747		112,036
営業費用					
支払手数料			37,925		44,194
広告宣伝費			768		793
公告費			0		0
受益証券発行費			5		6
調査費			16,591		20,794
調査費		1,138		1,250	
委託調査費		15,453		19,544	
委託計算費			903		941
営業雑経費			2,616		2,926
通信費		199		188	
印刷費		1,057		948	
協会費		76		76	
諸経費		1,282		1,712	
営業費用計			58,810		69,656
一般管理費					
給料			10,039		11,091
役員報酬	※2	229		292	
給料・手当		6,696		6,823	
賞与		3,114		3,975	
交際費			122		131
旅費交通費			446		454
租税公課			289		387
不動産賃借料			1,242		1,212
退職給付費用			1,067		1,069
固定資産減価償却費			4,106		3,518
諸経費			6,273		6,596
一般管理費計			23,589		24,460
営業利益			9,347		17,919

		前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	3,002		3,680	
収益分配金		0		0	
受取利息		2		3	
金銭の信託運用益		1,016		379	
為替差益		43		-	
その他		331		336	
営業外収益計			4,396		4,400
営業外費用					
支払利息	※1	56		11	
時効後支払損引当金繰入額		9		24	
その他		78		132	
営業外費用計			145		169
経常利益			13,598		22,151
特別利益					
投資有価証券等売却益		59		-	
株式報酬受入益		160		203	
固定資産売却益		10		-	
特別利益計			230		203
特別損失					
投資有価証券売却損		60		-	
投資有価証券償還損		-		51	
投資有価証券評価損		9		2	
関係会社株式評価損		2,916		2,491	
固定資産除却損	※3	118		17	
特別損失計			3,105		2,562
税引前当期純利益			10,723		19,792
法人税、住民税及び事業税			3,765		7,608
法人税等調整額			446		△90
当期純利益			6,510		12,273

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			株主 資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	14,320	39,611	68,521
当期変動額								
剰余金の配当						△3,090	△3,090	△3,090
当期純利益						6,510	6,510	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,420	3,420	3,420
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,693	12	2,705	71,227
当期変動額				
剰余金の配当				△3,090
当期純利益				6,510
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,965	△43	1,922	1,922
当期変動額合計	1,965	△43	1,922	5,342
当期末残高	4,659	△30	4,628	76,570

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						△3,966	△3,966	△3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	△30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				△3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	—	6,679	86,929

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券  時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法  (評価差額は全部純資産直入法により処理し、  売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの … 移動平均法による原価法</p>								
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>								
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産  定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に  取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によって  おります。  主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="751 701 1050 824"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産  定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェア  については社内における利用可能期間に基づく定額法によっ  ております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
<p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金  一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定  の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計  上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金  賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金  従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企  業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資  産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法  退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末ま  での期間に帰属させる方法については、期間定額基準によって  おります。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時  の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法  により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとして  おります。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生  した事業年度の翌期に一括して費用処理することとして  おります。  退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、  その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数  による定額法により、発生した事業年度から費用処理する  こととしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金  時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金につ  いて、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の  支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>5. 消費税等の会計処理方法  消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によ  っており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の  費用として処理して  おります。</p>								

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)												
<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">2,368百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,584</td> </tr> </table>	未払金	2,368百万円	未払費用	1,584	<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">4,601百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,607</td> </tr> </table>	未払金	4,601百万円	未払費用	1,607				
未払金	2,368百万円												
未払費用	1,584												
未払金	4,601百万円												
未払費用	1,607												
<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">518百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,524</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,043</td> </tr> </table>	建物	518百万円	器具備品	2,524	合計	3,043	<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">565百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,849</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,414</td> </tr> </table>	建物	565百万円	器具備品	2,849	合計	3,414
建物	518百万円												
器具備品	2,524												
合計	3,043												
建物	565百万円												
器具備品	2,849												
合計	3,414												

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支払利息 44	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,568百万円 支払利息 5
※2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソフトウェア 89 合計 118	※3. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 6 ソフトウェア 11 合計 17

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 10,043百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,950円

基準日 平成26年3月31日

効力発生日 平成26年6月2日

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(5)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(6)短期借入金	3,000	3,000	-
(7)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(8)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(9)未払費用	6,979	6,979	-
(10)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### (1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金銭信託を通じ保有しております。特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	247	247	-
(2) 金銭の信託	51,758	51,758	-
(3) 未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5) 関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6) 未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7) 未払費用	8,420	8,420	-
(8) 未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金・預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によります。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

### (5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4. その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託(※1)	644	645	△0
譲渡性預金	4,500	4,500	—
小計	5,144	5,145	△0
合計	12,678	5,427	7,250

(※1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	—
投資信託	708	—	60
合計	730	6	60

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

4. その他有価証券(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	11,800	11,800	—
小計	11,800	11,800	—
合計	22,467	12,082	10,384

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	—	—	—
投資信託	761	—	51
合計	761	—	51

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)	
イ. 退職給付債務	△15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,752
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△813
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	△813
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	△237
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	△25
退職給付の支払額	△494
その他	11
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>15,680</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	△475
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>14,786</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	△14,786
	△1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	△1,733
未認識過去勤務費用	492
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△347</u>
前払年金費用	△347
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△347</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	△311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	△40
その他	△12
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>899</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)																																																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>  関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,050</td> </tr> <tr> <td>  賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,181</td> </tr> <tr> <td>  所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">776</td> </tr> <tr> <td>  投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">501</td> </tr> <tr> <td>  未払事業税</td> <td style="text-align: right;">184</td> </tr> <tr> <td>  ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">408</td> </tr> <tr> <td>  減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">208</td> </tr> <tr> <td>  時効後支払引当金</td> <td style="text-align: right;">178</td> </tr> <tr> <td>  子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td>  未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">90</td> </tr> <tr> <td>  退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">292</td> </tr> <tr> <td>  繰延ヘッジ損失</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">124</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,189</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△2,704</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,485</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">2,620</td> </tr> <tr> <td>  前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,620</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">135</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	関係会社株式評価減	1,050	賞与引当金	1,181	所有株式税務簿価通算差異	776	投資有価証券評価減	501	未払事業税	184	ゴルフ会員権評価減	408	減価償却超過額	208	時効後支払引当金	178	子会社株式売却損	172	未払社会保険料	90	退職給付引当金	292	繰延ヘッジ損失	18	その他	124	繰延税金資産小計	5,189	評価性引当金	△2,704	繰延税金資産計	2,485	繰延税金負債		有価証券評価差額金	2,620	前払年金費用	-	繰延税金負債計	2,620	繰延税金負債(純額)	135	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>  関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,947</td> </tr> <tr> <td>  賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,434</td> </tr> <tr> <td>  所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">776</td> </tr> <tr> <td>  投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">502</td> </tr> <tr> <td>  未払事業税</td> <td style="text-align: right;">425</td> </tr> <tr> <td>  ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">408</td> </tr> <tr> <td>  減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">206</td> </tr> <tr> <td>  時効後支払引当金</td> <td style="text-align: right;">181</td> </tr> <tr> <td>  子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td>  未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>  退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>  繰延ヘッジ損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">126</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,284</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△3,602</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,681</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">3,757</td> </tr> <tr> <td>  前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">125</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,882</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,200</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	関係会社株式評価減	1,947	賞与引当金	1,434	所有株式税務簿価通算差異	776	投資有価証券評価減	502	未払事業税	425	ゴルフ会員権評価減	408	減価償却超過額	206	時効後支払引当金	181	子会社株式売却損	172	未払社会保険料	100	退職給付引当金	-	繰延ヘッジ損失	-	その他	126	繰延税金資産小計	6,284	評価性引当金	△3,602	繰延税金資産計	2,681	繰延税金負債		有価証券評価差額金	3,757	前払年金費用	125	繰延税金負債計	3,882	繰延税金負債(純額)	1,200
繰延税金資産	百万円																																																																																								
関係会社株式評価減	1,050																																																																																								
賞与引当金	1,181																																																																																								
所有株式税務簿価通算差異	776																																																																																								
投資有価証券評価減	501																																																																																								
未払事業税	184																																																																																								
ゴルフ会員権評価減	408																																																																																								
減価償却超過額	208																																																																																								
時効後支払引当金	178																																																																																								
子会社株式売却損	172																																																																																								
未払社会保険料	90																																																																																								
退職給付引当金	292																																																																																								
繰延ヘッジ損失	18																																																																																								
その他	124																																																																																								
繰延税金資産小計	5,189																																																																																								
評価性引当金	△2,704																																																																																								
繰延税金資産計	2,485																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
有価証券評価差額金	2,620																																																																																								
前払年金費用	-																																																																																								
繰延税金負債計	2,620																																																																																								
繰延税金負債(純額)	135																																																																																								
繰延税金資産	百万円																																																																																								
関係会社株式評価減	1,947																																																																																								
賞与引当金	1,434																																																																																								
所有株式税務簿価通算差異	776																																																																																								
投資有価証券評価減	502																																																																																								
未払事業税	425																																																																																								
ゴルフ会員権評価減	408																																																																																								
減価償却超過額	206																																																																																								
時効後支払引当金	181																																																																																								
子会社株式売却損	172																																																																																								
未払社会保険料	100																																																																																								
退職給付引当金	-																																																																																								
繰延ヘッジ損失	-																																																																																								
その他	126																																																																																								
繰延税金資産小計	6,284																																																																																								
評価性引当金	△3,602																																																																																								
繰延税金資産計	2,681																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
有価証券評価差額金	3,757																																																																																								
前払年金費用	125																																																																																								
繰延税金負債計	3,882																																																																																								
繰延税金負債(純額)	1,200																																																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率(調整)</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td>  交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>  受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△10.1%</td> </tr> <tr> <td>  住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>  タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">2.1%</td> </tr> <tr> <td>  外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0.0%</td> </tr> <tr> <td>  税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>  関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">10.3%</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">△1.6%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">39.2%</td> </tr> </table>	法定実効税率(調整)	38.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%	住民税等均等割	0.0%	タックスヘイブン税制	2.1%	外国税額控除	△0.0%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	関係会社株式評価減	10.3%	その他	△1.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率(調整)</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td>  交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>  受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△6.7%</td> </tr> <tr> <td>  住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>  タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>  外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0.3%</td> </tr> <tr> <td>  税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>  関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">4.7%</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">△0.1%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">37.9%</td> </tr> </table>	法定実効税率(調整)	38.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%	住民税等均等割	0.0%	タックスヘイブン税制	1.4%	外国税額控除	△0.3%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%	関係会社株式評価減	4.7%	その他	△0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%																																																
法定実効税率(調整)	38.0%																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%																																																																																								
住民税等均等割	0.0%																																																																																								
タックスヘイブン税制	2.1%																																																																																								
外国税額控除	△0.0%																																																																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-																																																																																								
関係会社株式評価減	10.3%																																																																																								
その他	△1.6%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%																																																																																								
法定実効税率(調整)	38.0%																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%																																																																																								
住民税等均等割	0.0%																																																																																								
タックスヘイブン税制	1.4%																																																																																								
外国税額控除	△0.3%																																																																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%																																																																																								
関係会社株式評価減	4.7%																																																																																								
その他	△0.1%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%																																																																																								
	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。</p> <p>この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額(貸方)は111百万円減少しております。</p>																																																																																								

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有)直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	—

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (\*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計	173,289
固定資産合計	239,585
流動負債合計	119,860
固定負債合計	20,742
純資産合計	272,272
売上高	337,340
税引前当期純利益	34,116
当期純利益	21,546

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	8,000	短期借入金	-
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	5,073	未払費用	716

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	36,867	未払手数料	3,854
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,959	未払費用	760
親会社の 子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	-
							借入金利息の支払	6	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (\*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
	(株)野村総合研究所
流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

## ◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,866円12銭	1株当たり純資産額	16,877円25銭
1株当たり当期純利益	1,264円08銭	1株当たり当期純利益	2,382円87銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 6,510百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 6,510百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 12,273百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 12,273百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## (野村インデックスファンド・TOPIX)

### 運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

国内株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

##### (2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下とすることを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 21 条の範囲で行ないません。
- ⑤ スワップ取引は約款第 22 条の範囲で行ないません。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託  
野村インデックスファンド・TOPIX  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的と金額)**

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### **(受益権の譲渡に係る記載または記録)**

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### **(受益権の譲渡の対抗要件)**

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### **(投資の対象とする資産の種類)**

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条及び第22条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

### イ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
6. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
7. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
8. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といい、第 4 号および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人を

いいます。以下本項、次項および第 24 条において同じ。) 、第 24 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 23 条および第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 23 条および第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (投資する株式の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (信用取引の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7

号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回ら

ない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第 25 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 32 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 23 年 9 月 6 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者

に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第40条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### **(収益分配金および償還金の時効)**

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### **(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)**

第39条 受託者は、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### **(信託の一部解約)**

第40条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部

解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第41条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定

にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 43 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 46 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 44 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 45 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 46 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第 46 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合があります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第 47 条 第 41 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 41 条第 2 項または前条第 2 項に規定する書面に付記します。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 48 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (公告)

第 49 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 50 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま

#### (付則)

第 1 条 第 37 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 11 月 26 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。

親投資信託  
国内株式マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

#### (信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の保管)**

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### **(混蔵寄託)**

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### **(信託財産の登記等および記載等の留保等)**

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 31 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加

信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第 32 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 33 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 36 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 40 条の規定

にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 37 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 40 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 38 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 39 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 40 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 41 条 第 33 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定

する公告または書面に付記します。

**(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

**(運用報告書)**

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

**(公告)**

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めません。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社